

令和6年度
茅ヶ崎市自治基本条例
内部検証資料

令和6年2月

自治基本条例の検証について

茅ヶ崎市自治基本条例は、第30条の規定に基づき、この条例が形骸化しないよう社会情勢や市政運営、市民意識の変化に対応して、4年を超えない期間ごとに、その内容を検証することとしており、令和6年度が検証年度に当たります。

資料の構成

I 自治基本条例全体の検証

令和2年度から令和5年度までの国内や本市を取り巻く社会情勢や市政運営、市民意識の変化を踏まえて、この条例の制定趣旨や目的といった条例の根幹をなす部分の変更及び条例に新たに盛り込むべき新規規定の必要性について検証しました。

II 各条の検証

1 条例の施行状況の検証

条例の施行状況について、アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち、令和2年度の実績と、自治基本条例推進方針に掲げた「条例に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度から令和5年度までの取組結果を記載するとともに、これらに対する市民の意見等を記載しています。

2 条例の規定の検証

条例の規定について、社会情勢の変化や市民の意見等について記載しています。

3 内部検証

条例の施行状況について、「1 条例の施行状況の検証」を踏まえ、条例を推進するための取組が適正に実施できたかを記入しています。課題がある場合には、課題及び改善策を記載しています。

また、条例の規定について、「2 条例の規定の検証」を踏まえ、条文の改廃等の必要があるかを記載しています。

4 令和7年度から10年度までに講ずべき措置について

「3 内部検証」の結果を踏まえ、令和7年度から10年度までに講ずべき措置について、

- ① 現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。
- ② 令和7年度以降新たに取り組むべき事項がある。
- ③ 令和7年度以降取組を継続しない事項がある。

のいずれかを選択し、その理由について記載しています。

目次

I	自治基本条例全体の検証	1 ページ
II	各条の検証	5 ページ
	前文	9 ページ
	第1条（目的）	9 ページ
	第2条（条例の位置付け）	9 ページ
	第3条（定義）	9 ページ
	第4条（自治の基本理念）	9 ページ
	第5条（市民の権利）	10 ページ
	第6条（市民の責務）	10 ページ
	第7条（事業者の責務）	11 ページ
	第8条（議会の責務）	18 ページ
	第9条（議員の責務）	18 ページ
	第10条（市長の責務）	22 ページ
	第11条（職員の責務）	27 ページ
	第12条（市政運営の基本原則）	34 ページ
	第13条（説明責任）	35 ページ
	第14条（情報共有）	39 ページ
	第15条（情報の管理等）	43 ページ
	第16条（市民参加）	47 ページ
	第17条（政策法務等）	50 ページ
	第18条（総合計画等）	52 ページ
	第19条（財政運営等）	54 ページ
	第20条（行政評価）	56 ページ
	第21条（行政手続）	58 ページ
	第22条（苦情等への対応）	60 ページ
	第23条（監査）	63 ページ
	第24条（職員通報）	66 ページ
	第25条（コミュニティ）	69 ページ
	第26条（協働）	71 ページ
	第27条（市民活動の推進）	74 ページ
	第28条（住民投票）	77 ページ
	第29条（国等との連携協力）	79 ページ
	第30条（条例の検証等）	82 ページ
	その他	84 ページ

I 自治基本条例全体の検証

1 社会情勢、市政運営、市民意識の変化

(1) 社会情勢

ア 人口減少及び少子高齢化の進行

日本の総人口は、平成20（2008）年をピークに減少を続けており、年齢構成をみると、少子高齢化が加速度的に進行しています。

こうした中、令和5（2023）年4月1日には、政府で所管する子どもを取り巻く行政分野のうち、従来は内閣府や厚生労働省が担っていた事務の一元化を目的に設立された内閣府の外局として、「こども家庭庁」が発足しました。

本市における将来推計人口の見通しとしては、令和7（2025）年をピークに人口は減少に転じることが見込まれています。

また、65歳以上人口の割合は、令和2（2020）年には27.0%でしたが、今後その割合は更に増加し、令和22（2040）年には36.8%となることを見込まれています※1。

イ 新型コロナウイルス感染症のまん延

新型コロナウイルス感染症は、令和2（2020）年1月15日に国内で最初の感染者が確認されて以来、急速に拡大したことから、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に基づき、「新型インフルエンザ等感染症」に分類するとともに2類感染症相当に位置づけ、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を適用した感染防止対策を講じた結果、感染状況がピークを越えたことから令和5（2023）年5月8日には感染症法上の位置付けが5類感染症となりました。

令和5（2023）年5月8日現在、国内での新型コロナウイルス感染症の感染者は33,802,739名、死亡者は74,669名が確認されています※2。

また、茅ヶ崎保健所管内における、同日までの患者数の累計は、52,248名となっています※3。

ウ 自然環境の変化（自然災害の変化・激甚化）

東日本大震災や近年の温暖化の影響と考えられる異常気象等の自然災害が頻発しており、日本国土が抱える自然災害リスクの高さが確認されています。今後も、南海トラフ巨大地震や首都直下地震、大型台風等の発生が予測され、さまざまな災害に対する備えが求められています。

※1 「茅ヶ崎市の将来推計人口（2022（令和4）年1月推計）」

※2 厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和5年5月8日版）」

※3 市ホームページ「新型コロナウイルス感染症による新たな管内の患者確認について（5月8日：4件）」

(2) 市政運営（総合計画の策定）

令和3（2021）年3月に、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画年度とする「茅ヶ崎市総合計画」を策定しました。この総合計画は、人口動態、財政の将来見通しと財政方針、社会潮流及び市民意識等を背景として策定したものです。

また、令和5（2023）年3月には、この総合計画に定めた将来の都市像を実現するための実行計画であり、短・中期的な方策の方向性である「施策目標」と、具体的な手段である「事務事業」を定めた「茅ヶ崎市実施計画2025」を策定しています。

(3) 市民意識

少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化は、核家族化の進行、高齢者の孤立や地域コミュニティの弱体化等、市民の暮らしにも影響を及ぼし、地域全体の衰退を招くおそれがあり、それらへの対応が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、テレワークやオンラインサービスの急速な拡大をはじめとする、多様な働き方や暮らし方に対応することが求められています。

2 検証

(1) 社会情勢

ア 人口減少及び少子高齢化の進行

人口減少及び少子高齢化が進行していますが、茅ヶ崎市自治基本条例（以下「条例」という。）は、これらの進行がもたらす市民ニーズの多様化や、市の財政の伸びの停滞、まちづくりの担い手の減少などの変化に対応し、安心して暮らすことができる地域社会を作り上げていくため、「市民と市相互の連携、協力」の推進や「地域力」を向上させることが必要であることを背景として、市民が主体となった自治を推進することを目的として制定した条例です。

したがって、条例制定当時から、人口減少及び少子高齢化の進行がもたらす様々な変化に対応していくことを想定して制定されており、条例規定の改正等の必要性が生じるには至りませんでした。

イ 新型コロナウイルス感染症のまん延

新型コロナウイルス感染症に対しては、令和2（2020）年4月7日の新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言を踏まえ、同法第34条に基づき、4月9日に茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、4月14日に「新型コロナウイルス感染症対策の茅ヶ崎市対処方針」を決定しました。この対処方針に基づいて特設チームを編成し、各部署と連携して各種取組を進めました。

本市は保健所設置市として、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」や感染症法等の関係法令や、条例第29条（国等との連携協力）に基づき、国及び県と連携を図りつつ、主体的に新型コロナウイルス感染症対策を講じてきており、条例規定の改正等の必要性が生じるには至りませんでした。

ウ 自然環境の変化（自然災害の変化・激甚化）

本市では、危機事態（市民の生命、身体、財産に重大な被害を及ぼす事態又はおそれがある事態、行政に対する信頼を損なう事態）に対して、統一的な考え方に従って危機事態の特性をふまえた迅速かつ組織的な対応を行うため、平成28（2016）年10月に「茅ヶ崎市危機管理指針」を策定しました。地震、大型台風等の自然災害を含む危機事態が発生した場合には、この指針に基づき当該危機事態に対処することとしており、令和2年度から令和5年度までの期間において、自然災害を含む危機管理の取組に関し、条例規定の改正等の必要性が生じるには至りませんでした。

こうした社会情勢の変化への対応については、令和4（2022）年1月14日に内閣総理大臣から地方制度調査会に対して、「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方」について諮問され、令和5（2023）年12月21日付けで「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」がなされています。

この答申では、ポストコロナの経済社会において、地方公共団体がこのような役割を実効的に果たしていくためには、それぞれの地域という物理的な空間において住民の福祉の増進を最大化させようとしてきた地方自治のあり方、また、地方公共団体と国、他の地方公共団体、さらに、地域社会の担い手、住民など様々な主体との関係を、新たな時代に即したものにしていく必要があることが提言されており、今後の国の動向を注視する必要があります。

(2) 市政運営（総合計画の策定）

「茅ヶ崎市総合計画」は、市の目指す姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めたもので、本市のまちづくりの指針となるものです。

総合計画は、地方自治法により策定することが義務付けられていましたが、平成23（2011）年の法改正で策定の義務が撤廃され、策定の判断は各市町村に委ねられました。

本市では、地域の状況を分析し、市民ニーズを的確に捉えた上で、将来の目標を明確にするとともに、その実現に向けた計画的な取組が必要であること、また、長期的な視野に立った地域のあり方を展望し、市の政策を総合的に推進する必要があることに鑑み、条例第18条第1項で、総合計画の策定を位置づけており、この規定に基づき、総合計画を策定しました。

(3) 市民意識

少子高齢社会の進行がもたらす核家族化の進行、高齢者の孤立や地域コミュニティの弱体化等による市民ニーズの多様化は、条例制定当時から想定されていた課題のうちのひとつです。

こうした変化に対応するため、条例に規定された市政運営の基本原則（市政説明の原則、情報共有の原則、市政参加の原則）に基づき、「市民と市相互の連携、協力」の推進や「地域

力」の向上に取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症対策として講じた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置の発出に伴う行動制限や営業自粛等に加えて、3密（密集、密接、密閉）回避の生活様式やテレワークによる働き方等といった新しい行動様式の実践により、市民生活を含めた社会経済状況（これまでの日常）は大きく変化し、先進的な情報通信技術（ICT）を活用した行政事務のデジタル化の推進により、オンライン・非対面による行政サービスが拡大しています。

これまでのように市民と行政が直接対面せず、オンラインを介して行政サービスを提供する上では、より一層の説明責任や情報共有、適正な情報管理が求められるため、条例第13条（説明責任）、第14条（情報共有）及び第15条（情報の管理等）に基づく取組により対応しています。

3 結論

条例は、市民の権利及び責務、議会及び市長の責務、市政運営の基本原則等、市政を運営するに当たっての共通的な事項について規定しており、茅ヶ崎市における自治を推進する上での基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市長の責務、市政運営の基本原則等を定めることにより、地方自治の本旨である「住民自治」の確立と「住民自治」の拡充をはかり、茅ヶ崎市における自治を推進することを目的としています。

令和2年度から令和5年度までにおける社会情勢の変化等は、現行の条例の条文で対応できていることから、この条例の制定趣旨や目的といった条例の根幹をなす部分の変更及び条例に新たに盛り込むべき新規規定の必要性は認められないと考えます。

なお、条例の個別の条文の検証については、次ページ以降に掲載する各条の検証シートにより行っています。

II 各条の検証

ページ	条	規定内容	アクション・プラン取組名 (R2)	推進方針取組名 (R3~R5)	担当課
9	前文 第1条~第4条	目的 条例の位置付け 定義 自治の基本理念			行政総務課
10	第5条 第6条	市民の権利 市民の責務			行政総務課
11	第7条	事業者の責務		No.1 法令や条例等に基づく規制、誘導又は指導の実施	行政総務課
11	第7条	事業者の責務		No.2 地域社会との調和を図る事業者の取組への支援	行政総務課
18	第8条 第9条	議会の責務		No.3 充実した討議の推進	議会事務局
19	第8条 第9条	議会の責務		No.4 議会の権能の適切な行使の推進	議会事務局
19	第8条 第9条	議会の責務		No.5 市民参加の推進	議会事務局
20	第8条 第9条	議会の責務		No.6 広報・広聴活動の推進	議会事務局
22	第10条	市長の責務		No.7 地域の抱える課題や市民の意見及び要望の把握	秘書課
22	第10条	市長の責務		No.8 市長会その他都市関係会議等への参加	秘書課
23	第10条	市長の責務		No.9 透明性のある市政運営及び政治倫理の向上	秘書課
23	第10条	市長の責務		No.10 特定の政策課題についての調査研究及び調整	総合政策課
23	第10条	市長の責務		No.11 職員の育成	職員課
24	第10条	市長の責務		No.12 施政方針の公表	総合政策課
27	第11条	職員の責務		No.13 自治基本条例の職員への周知	行政総務課
27	第11条	職員の責務		No.14 サービスの宣誓	職員課
28	第11条	職員の責務		No.15 職員の自己啓発に対する支援	職員課
28	第11条	職員の責務		No.16 学習する風土づくりの推進	職員課
28	第11条	職員の責務		No.17 部局横断的な検討組織	行政総務課
34	第12条	市政運営の基本原則			行政総務課
35	第13条	説明責任		No.18 情報公開制度の適正な運用	行政総務課
35	第13条	説明責任		No.19 特定歴史公文書等利用制度の適正な運用	文化推進課
36	第13条	説明責任		No.20 パブリックコメント手続きの実施	市民自治推進課
39	第14条	情報共有		No.21 市政情報の公表及び提供	行政総務課
39	第14条	情報共有		No.22 市政情報コーナーの充実	行政総務課
40	第14条	情報共有		No.23 広報媒体へのニーズに合わせた情報の掲載	広報シティプロモーション課
40	第14条	情報共有		No.24 附属機関等の会議の公開	行政総務課
43	第15条	情報の管理等	A・PNo.1 (仮称)公文書管理条例の制定○ 公文書等管理条例の施行に向けたガイドラインの作成等		文書法務課
43	第15条	情報の管理等	A・PNo.2 (仮称)公文書管理条例の制定○ 基準に基づく文書の整理・分類		文化推進課
43	第15条	情報の管理等		No.25 行政文書及び特定歴史公文書等の適正・適切な管理①	文書法務課
44	第15条	情報の管理等		No.25 行政文書及び特定歴史公文書等の適正・適切な管理②	文化推進課

ページ	条	規定内容	アクション・プラン取組名 (R2)	推進方針取組名 (R3~R5)	担当課
44	第15条	情報の管理等		No.26 個人情報保護制度の適正な運用	行政総務課
44	第15条	情報の管理等		No.27 情報セキュリティ対策の充実	デジタル推進課
47	第16条	市民参加	A・PNo.3 パブリックコメント手続の運用の適正化の マニュアルに基づく適正な運用		市民自治推進課
47	第16条	市民参加	A・PNo.4 市民参加における審議会の位置付けの検討 ○ 検討に基づく運用		市民自治推進課
47	第16条	市民参加		No.28 市民参加手続の適正な運用	市民自治推進課
48	第16条	市民参加		No.29 市民参加の推進・啓発	市民自治推進課
50	第17条	政策法務		No.30 政策法務の推進	文書法務課
50	第17条	政策法務		No.31 条例(案)、規則(案)等の審査	文書法務課
52	第18条	総合計画等		No.32 総合計画の進行管理	総合政策課
53	第18条	総合計画等		No.33 総合計画の在り方に関する議論	総合政策課
54	第19条	財政運営等		No.34 的確な財政見通しに基づく財政の運営及び 公表	財政課
56	第20条	行政評価	A・PNo.5 評価結果の予算への反映方法の改善の 基本的考え方の整理(財政課、総合政策課、行政改 革推進課)		総合政策課
56	第20条	行政評価	A・PNo.6 外部視点を取り入れた評価方法の検討・ 適切な目標設定○ 適切な指標の設定(施策目標・事 務事業)		総合政策課
57	第20条	行政評価		No.35 外部視点を取り入れた評価方法の検討	総合政策課
57	第20条	行政評価		No.36 行政評価制度の適正な運用	総合政策課
58	第21条	行政手続	A・PNo.7 審査基準、処分基準及び標準処理期間の 市ホームページでの公表○ 審査基準等の市ホーム ページでの公表		文書法務課
58	第21条	行政手続		No.37 行政手続制度の適正な運用	文書法務課
60	第22条	苦情等への対応		No.38 陳情・要望・苦情等への対応	市民相談課
63	第23条	監査		No.39 適切な監査の実施と分かりやすく速やかな結 果の公表	監査事務局
66	第24条	職員通報	A・PNo.8通報事例集の作成○ 職員への周知		行政総務課
66	第24条	職員通報		No.40 職員通報制度の適正な運用	行政総務課
69	第25条	コミュニティ		No.41 コミュニティの推進	市民自治推進課
69	第25条	コミュニティ		No.42 コミュニティへの支援	市民自治推進課
69	第25条	コミュニティ		No.43 自治会活動の支援	市民自治推進課
71	第26条	協働		No.44 多様な主体との協働事業の推進①	市民自治推進課
71	第26条	協働		No.44 多様な主体との協働事業の推進②	行政改革推進課
74	第27条	市民活動の推進		No.45 市民活動団体の支援	市民自治推進課
74	第27条	市民活動の推進		No.46 市民活動サポートセンターの管理運営	市民自治推進課
74	第27条	市民活動の推進		No.47 市民活動推進補助事業の審査及び評価	市民自治推進課
74	第27条	市民活動の推進		No.48 市民活動等災害補償制度の運用	市民自治推進課
77	第28条	住民投票		No.49 住民投票制度の調査・研究	行政総務課
79	第29条	国等との連携・ 協力		No.50 国・県の施策・制度予算に関する要望	総合政策課
79	第29条	国等との連携・ 協力		No.51 湘南広域都市行政協議会との連携	総合政策課
80	第29条	国等との連携・ 協力		No.52 県及び湘南地域との連携	総合政策課
80	第29条	国等との連携・ 協力		No.53 寒川町との連携	総合政策課

ページ	条	規定内容	アクション・プラン取組名（R2）	推進方針取組名（R3～R5）	担当課
80	第29条	国等との連携・協力		No.54 平塚市との連携	総合政策課
82	第30条	条例の検証等		No.55 自治基本条例の推進	行政総務課
84	その他				行政総務課

前文 第1条～第4条

(前文)

烏帽子岩が浮かぶ湘南のきらめく海や里山の趣が残る緑豊かな丘陵に囲まれた私たちのまち茅ヶ崎市は、市民と議会や市長が協力し合って、先人から引き継いだ自然や文化、歴史をはぐくみながら、心豊かに暮らすことのできるまちを目指してきました。

こうした中、地方分権の進展や少子高齢社会の進行など社会構造の変化に伴い、市民と議会や市長は、市民の市政への参加や相互の連携、協力を一層進めるとともに、各地域の特性に応じた地域力の向上を図ることにより、市民が等しく尊重され、安心して暮らすことのできる地域社会を創り上げていかなければなりません。

このような認識の下、市民主体による自治の更なる推進を図るため、ここに、自治の基本理念、市民の権利と責務、議会や市長の責務など、茅ヶ崎市における自治の基本を明らかにした茅ヶ崎市自治基本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市長の責務、市政を運営するに当たっての基本原則等を定めることにより、地方自治の本旨にのっとり茅ヶ崎市における自治を推進することを目的とする。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本を定めるものであり、市民及び市は、自治を推進するに当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 次に掲げるものをいう。
 - ア 茅ヶ崎市内に住所を有する者
 - イ 茅ヶ崎市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 茅ヶ崎市内に存する学校等で学ぶ者
 - エ 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものその他公益の増進に取り組むもの
 - オ 市に対し納税の義務を負うもの
- (2) 市 地方公共団体としての茅ヶ崎市をいう。
- (3) 市政 市が行う活動の全体をいう。
- (4) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。

(自治の基本理念)

第4条 茅ヶ崎市における自治は、基本的人権の尊重の下、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 茅ヶ崎市における自治は、主権を有する市民の意思と責任に基づき推進されること。
- (2) 茅ヶ崎市における自治は、自治を推進するための活動に市民が等しく参加できることを旨として推進されること。
- (3) 茅ヶ崎市における自治は、市民相互又は市民及び市の連携又は協力により推進されること。

前文は、条例の趣旨や目的、理念などを述べたものです。

また、第1条から第4条までは、総則規定であり、条例全体に通じる基本的な事項を定めたものです。

条例の施行状況及び条例の検証は、第7条から第30条までに記載しています。

第5条 市民の権利

第6条 市民の責務

(市民の権利)

第5条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。

2 市民は、市政に参加する権利を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、自治を推進するための活動に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市政に参加するときは、他のものの意見及び行動を尊重するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければならない。

第5条(市民の権利)及び第6条(市民の責務)に関する検証については、それぞれの規定に関連する次の条で記載しています。

第5条に関する条:第14条(情報共有)及び第16条(市民参加)

第6条に関する条:第16条(市民参加)、第25条(コミュニティ)及び第26条(協働)

第7条 事業者の責務

(事業者の責務)

第7条 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものは、その事業活動を行うに当たっては、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

1 条例の施行状況の検証

(1) アクション・プラン(平成29年度～令和2年度)のうち、令和2年度の実績

なし

(2) 推進方針に掲げた「条例に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度から令和5年度までの取組結果

No.1 法令や条例等に基づく規制、誘導又は指導の実施→第7条実績

良好な自然環境や社会環境(住環境、景観、地域のつながり、文化など)を形成又は保持するため、法令や条例等に基づき、対象となる事業活動等に対し規制、誘導又は適切な指導を行います。

事業活動等に対する規制、誘導又は指導を実施する課
(行政総務課)

1.市が行っている法令や条例に基づく規制、誘導又は指導の実践、2. 市が行っている事業者の取組への支援、3. 市が把握している事業者の取組情報は、**第7条実績**のとおりです。

No.2 地域社会との調和を図る事業者の取組への支援→第7条実績

地域における社会環境(住環境、景観、地域のつながり、文化など)や自然環境との調和を図る事業者の自治活動への取組を支援(取組への啓発、取組事例に関する情報提供、取組の市民への紹介など)します。

全ての課
(行政総務課)

1.市が行っている法令や条例に基づく規制、誘導又は指導の実践、2. 市が行っている事業者の取組への支援、3. 市が把握している事業者の取組情報は、**第7条実績**のとおりです。

(3) 市民の意見等

条例の施行状況に対する市民の意見等

特にありません。

2 条例の規定の検証

社会情勢の変化や条例の規定に対する市民の意見等

特にありません。

3 内部検証

(条例の施行状況)

第7条実績に記載のとおり、市は事業者に対して、法令等に基づく規制等及び取組支援を行っています。

(条例の規定)

条文の改廃等の必要はないと考えます。

4 令和7年度から10年度までに講ずべき措置について

① 現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。	[回答]
② 令和7年度以降新たに取り組むべき事項がある。	①
③ 令和7年度以降取組を継続しない事項がある。	
[その理由] 事業者が自治基本条例に定める事業者の責務を果たすためには、法令や条例等に基づく規制、誘導又は指導の実施や、地域社会との調和を図る事業者の取組への支援といった取組が必要であることから、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。	

第7条実績

第7条に規定された事項を推進するための取組(令和5年10月現在)

1.市が行っている法令や条例に基づく規制、誘導又は指導の実践

	担当課	根拠法令	取組内容
1	産業観光課	計量法	市内定期検査の委託先である指定定期検査機関の業務規程の認可又は変更の認可を行っています。
2	産業観光課	茅ヶ崎市企業等立地等促進条例	特定の業種を営む企業等が事業所を新設、増設、取得若しくは賃借して事業を開始した場合、事業の維持拡大のために一定額以上の設備を導入した場合又は地域貢献に資する特定の設備・施設を設置した場合に、新たに取得した固定資産にかかる固定資産税・都市計画税の税率を軽減するという誘導を行っています。
3	産業観光課	工場立地法	一定の要件(敷地面積9,000㎡又は生産施設3,000㎡を有する一部業種の工場)を満たす特定工場に対して、特定工場が行う敷地、生産施設、緑地、環境施設の増減を伴う作業について、届出を受け、一定の緑地および環境施設の面積率を維持するよう、必要に応じて指導・勧告を実施しています。
4	農業水産課	海岸法	海岸について、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、海岸環境の整備と保全および公衆の海岸の適切な利用を図り、国土の保全に資することを目的として、事業者等に指導・助言を行っています。
5	環境政策課	茅ヶ崎市環境基本条例	開発行為、建築行為等に関して、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー機器の導入や、駐車場への電気自動車用充電設備の設置等、環境配慮及び環境負荷低減についての検討を求めています。
6	環境保全課	水質汚濁防止法を始めとする公害関係の法律・神奈川県生活環境の保全等に関する条例	事業者と地域社会における住環境の調和を図るための公害防止の規制を行っています。
7	資源循環課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないこと、また、廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に関して、市が行う施策に積極的に協力することを求めています。
8	資源循環課	茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	一事業所単位で、年間おおむね60トン以上の事業系一般廃棄物を排出する多量排出事業者に対して、廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画を記載した書類「減量化等計画書」の提出を義務付け、事業系ごみの減量化・資源化の啓発・指導をしています。
9	資源循環課	茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	市が処理する廃棄物を排出するときは、指定収集袋を使用しなければならないこと、また、排出する際には、1回につき40リットル袋1袋に相当する量を限度としています。
10	都市計画課	茅ヶ崎市土地利用基本条例	「周辺の土地利用との調和を図ること」や「自然環境の保全に配慮すること」等を定めた基本原則にのっとり土地利用を事業者の責務として定めるとともに、事業者が大規模土地利用行為の届出に該当する土地利用行為を行おうとする場合、市は、基本原則に則った土地利用を行うよう助言指導しています。
11	都市計画課	茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例	土地の埋立て等に対して許可制を採用し、土砂等の崩壊又は流出その他の災害の発生を防止するとともに、良好な自然環境及び生活環境の保全を図っています。

	担当課	根拠法令	取組内容
12	都市計画課	都市計画法	都市計画施設等の区域内における建築の許可や、高度地区の適用除外及び制限の緩和の許可等を行うことにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図っています。
13	景観みどり課	茅ヶ崎市屋外広告物条例	屋外広告物について、パンフレット等を市ホームページに掲載し、また電話や窓口において助言や指導等を行っています。
14	景観みどり課	茅ヶ崎市景観条例	一定規模以上の建築行為等に対し色彩などに規制を設けることで、良好な景観形成を誘導しています。
15	景観みどり課	茅ヶ崎市のまちづくりにおける 手続及び基準等に関する条例	住民に健康で文化的な居住性の高い生活環境の保障や機能的な土地利用達成のため、植栽帯に関する緑化基準について事業者へ指導・助言を行っています。
16	建築指導課	茅ヶ崎市建築基準条例	大規模な建築物の敷地と道路との関係等に対して、本市の風土等を考慮し、安全上・防火上又は衛生上必要な指導を行っています。
17	建築指導課	都市計画法、地区計画の区域内 における建築物の制限に関する 条例	地区整備計画の区域内における建築行為に対して、適正かつ合理的な土地利用を図り、もって健全な都市環境を確保することを目的とし、指導を行っています。
18	建築指導課	建築基準法	建築基準法に基づく建築物等の確認及び検査等に係る事務、建築基準法に基づく建築物の許可、認定、建築物の定期報告及び違反に係る事務、建築計画概要書及び指定道路調書の作成及び閲覧に係る事務、道路の指定及び建築協定の認可に係る事務を行っています。
19	建築指導課	建築物のエネルギー消費の向上 に関する法律	建築工事の建築主から計画の事前届出を受け、建築物エネルギー消費性能基準の適合を確認します。
20	建築指導課	高齢者、障害者等の移動等の円 滑化の促進に関する法律	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する事務を行っています。
21	建築指導課	建築物の耐震改修の促進に関す る法律	建築物等の地震に対する安全向上のため、木造住宅、分譲マンション、避難路沿道建築物、大規模建築物の耐震化及び耐震シェルターの設置、危険ブロック塀等の撤去に係る周知啓発や補助金を交付しています。
22	開発審査課	茅ヶ崎市のまちづくりにおける 手続及び基準等に関する条例	住民に健康で文化的な居住性の高い生活環境の保障や機能的な土地利用達成のため、事業者へ指導・助言を行っています。
23	開発審査課	都市計画法	無秩序な市街化を防ぎ、公共施設や排水設備等必要な施設の整備を義務付けるなど良質な宅地水準を確保するため、事業者へ助言・指導を行っています。
24	下水道河川総務課	下水道法・茅ヶ崎市下水道条例	川や海などの公共用水域の水質を保全し快適な水環境を未来につなげるため、処理場流入水への有害物質流出防止や排水の水質改善などの面で、工場・事業場からの排水に対し規制・指導を行っています。
25	下水道河川総務課	下水道法・茅ヶ崎市下水道条例	下水道整備の目的である快適かつ衛生的な環境づくりや浸水の防除を達成するため、指定工事店に対して排水設備の指導・指示・確認・検査・認可を行っています。

	担当課	根拠法令	取組内容
26	下水道河川管理課	下水道法・茅ヶ崎市下水道条例	下水道整備の目的である快適かつ衛生的な環境づくりや浸水の防除を達成するため、公共下水道へ接続工事を行う方や事業者に対して指導・指示・検査・認可を行っています。
27	地域保健課	医療法	医療を提供する体制の確保を図り、市民の健康の保持に寄与するため、医療機関の開設者・管理者等に対し、医療施設の人的構成、構造設備、管理体制などについて指導・助言しています。
28	地域保健課	柔道整復師法 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	施術所の業務が適正に行われるよう、従業者の資格、構造設備、管理体制などについて指導・助言しています。
29	地域保健課	歯科技工士法	歯科技工所の業務が適正に行われるよう、従業者の資格、構造設備、管理体制などについて指導・助言しています。
30	地域保健課	健康増進法	厚生労働省の定めにて該当する特定給食施設設置者の給食開始届出があった場合に、給食利用者の健康の維持増進を図るため、栄養管理の指導・助言等を行っています。
31	地域保健課	茅ヶ崎市小規模特定給食施設における栄養管理に関する条例	厚生労働省の定めより小規模な特定給食施設設置者の給食開始届出があった場合に、給食利用者の健康の維持増進を図るため、栄養管理の指導・助言等を行っています。
32	地域保健課	食品表示法	一般加工食品には、健康の維持増進に重要な5つの栄養成分について、表示が義務化されているため、表示義務の周知及び表示方法の助言・指導等を行っています。
33	地域保健課	健康増進法	食品として販売に供する物に関して、広告その他の表示をする際は、健康の保持増進の効果等について虚偽誇大広告をすることが禁止されているため、誇大表示の禁止についての助言・指導等を行っています。
34	健康増進課	健康増進法	法に定める所定の要件に適合して各種喫煙室が設置されるよう、厚生労働省令により定められた各種基準について指導・助言しています。
35	選挙管理委員会事務局	公職選挙法、政治資金規正法	選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上努め、選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知しました。令和5年度については、立候補者説明会、立候補届出事前審査および選挙運動期間全般にわたって候補者、その支援者および選挙人に対して選挙に関わる事項を周知しました。
36	農業委員会事務局	農地法	農地について、権利の設定・移転、転用する場合に、原則、許可制とすることで、優良な農地を確保して、農業生産力を維持し、農業経営の安定を図っています。
37	社会教育課	文化財保護法	建築工事等の目的で、埋蔵文化財を包蔵する土地を発掘しようとする場合には、工事着手の60日前までに届出を求めています。計画内容によって、事前に試掘確認調査や工事立ち会い調査を実施しています。
38	社会教育課	茅ヶ崎市文化財保護条例	茅ヶ崎市指定重要文化財の所有者等に対して管理に関する指示を行っています。また所有者等の変更や指定重要文化財が損傷した場合や現状を変更する際には届出を求めています。

2. 市が行っている事業者の取組への支援

	担当課	取組等の名称	取組内容
1	秘書課	ホノルル市・郡との姉妹都市交流の促進	茅ヶ崎商工会議所(ハワイ州との経済交流委員会)、茅ヶ崎サーフィン協会、茅ヶ崎市観光協会及び茅ヶ崎アロハ委員会は、ホノルル市・郡との姉妹都市交流について、それぞれの分野での促進に取り組んでいるため、市では、各分野での交流が促進され、定着されていくよう補助を行うとともに、交流事業に対して適宜連携、協力を行っています。
2	産業観光課	茅ヶ崎海岸浜降祭	浜降祭に関係する事業者等が実行委員会を組織し、伝統を永く後世に伝えるとともに、これを広報宣伝することを目的として開催に取り組んでいるため、様々な支援を行っています。
3	産業観光課	サザンビーチちがさき花火大会	サザンビーチちがさき花火大会に関係する事業者等が実行委員会を組織し、サザンビーチを広くPRするとともに、市内外からの観光客等の誘客を推進し、地域経済の活性化を図ることを目的として開催に取り組んでいるため、様々な支援を行っています。
4	産業観光課	大岡越前祭	大岡越前祭に関係する事業者等が実行委員会を組織し、大岡越前守忠相公の偉業を広く啓蒙し、後世に伝えるとともに、本市の観光事業の振興と市の発展を図ることを目的として開催に取り組んでいるため、様々な支援を行っています。
5	産業観光課	茅ヶ崎ジャンボリー	茅ヶ崎ジャンボリーに関係する事業者等が実行委員会を組織し、本市北部地区の更なる活性化とにぎわいの創出を図るという趣旨により開催に取り組んでいるため、様々な支援を行っています。
6	産業観光課	湘南祭	湘南祭に関係する事業者等が実行委員会を組織し、海と人との共生をテーマに浜辺での遊びや芸術、スポーツを様々な角度から創造していこうというコンセプトで開催に取り組んでいるため、様々な支援を行っています。
7	拠点整備課	辻堂西口YU-ZUルームの運営支援	一般社団法人辻堂西口YU-ZUルームが行う公益的活動に対し、必要な支援を行っています。 コミュニティ施設を拠点とした法人の活動が、地域住民にとってより有用な取組となるよう、担当職員による助言や各種情報提供を行っています。
8	環境政策課	ちがさきエコネット	地球温暖化対策に関するポータルサイト「ちがさきエコネット」の運用について、ちがさきエコネットにより地球温暖化対策に関する情報を市民・事業者へ広く発信しています。
9	予防課		茅ヶ崎市危険物安全協会に対し、危険物災害の防止を図るため、講習会及び研修会講師の支援、危険物安全週間に危険物施設で実施するセミナーの共催及び広報紙発行に際して最新の法令解説及び危険物の災害予防に関する情報の提供を行っています。
10	選挙管理委員会事務局		茅ヶ崎市明るい選挙推進協議会に対し、法改正や政治家の寄付禁止等のパンフレットによる情報提供を行いました。

3. 市が把握している事業者の取組情報

	担当課	取組等の名称	取組内容
1	防災対策課	災害時における協定の締結	事業者の社会貢献や地域との調和・連携が可能となるよう、災害時に事業者が行う取組のうち、市と連携して実施するものを協定の締結という形で明らかにするとともに、市との協議・調整を継続しています。
2	スポーツ推進課	「茅ヶ崎市ふるさと基金」への寄附	清涼飲料水メーカーと、自動販売機の設置・管理を行う事業者が、教育・スポーツ振興を目的として、茅ヶ崎総合体育館、茅ヶ崎市体育館、堤スポーツ広場、屋内温水プール、茅ヶ崎公園野球場、芹沢スポーツ広場に設置されている自動販売機の売り上げの一部を茅ヶ崎市ふるさと基金へ寄附しています。
3	景観みどり課	「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金」への寄附	市内新聞販売店が、緑地の保全を推進するため、毎年茅ヶ崎市緑のまちづくり基金へ寄附しています。 清涼飲料水の自動販売機の設置・管理を行う事業者が、企業CSRの一環として、温水プール、富士見ファーム赤羽根市民農園、茅ヶ崎公園野球場に設置されている自動販売機の売り上げの一部を茅ヶ崎市緑のまちづくり基金へ毎年寄附しています。
4	景観みどり課	工場・事業所における緑化の推進	市内の事業者で構成される茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会は、市内の工場・事業所における良好な環境づくりを行うとともに、地域社会との調和を図りつつ工場緑化を推進しています。
5	建築指導課	建築物の耐震化の促進	市民・事業者・行政の協働事業として、地震発生時の被害を軽減することを目標に建築物の耐震化の促進のために様々な機会を利用しながら周知啓発活動を行っています。
6	建築指導課	神奈川県みんなのバリアフリー条例	市民や事業者に対して指導・助言を実施し、整備基準に適合した施設については、県を通じて公表しています。
7	建築指導課	建築基準法	特殊建築物等の検査報告の受付を行っています。
8	公園緑地課	公園の安全確保や景観美化への取組	市内の造園業者が、市内の公園や街路樹の除草剪定等を行い、公園利用者の安全確保や景観の美化等に取り組んでいます。
9	選挙管理委員会事務局	選挙の啓発	市内の有志で構成される茅ヶ崎市明るい選挙推進協議会は、有権者が主権者としての自覚を持って進んで投票に参加し、選挙が公明かつ適正に行われ、有権者の意思が正しく政治に反映されるよう、選挙啓発を推進しました。

第8条 議会の責務

第9条 議員の責務

(議会の責務)

第8条 議会は、主権を有する市民の負託を受けた議員によって構成される議事機関として、地域の課題及び市民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会を運営するよう努めなければならない。

2 議会は、条例を制定する権能、市長等の事務の執行を監視する権能、政策を提言する権能その他議会に付与された権能の行使に努めなければならない。

3 議会は、議会を運営するに当たっては、市民に開かれたものとするよう努めなければならない。

(議員の責務)

第9条 議員は、主権を有する市民の負託に応えるため、地域の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めなければならない。

2 議員は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、政治倫理の向上に努めなければならない。

3 議員は、調査研究活動、立法活動、政策提言活動その他議会の責務を果たすために必要とされる活動を積極的に行うよう努めなければならない。

1 条例の施行状況の検証

(1) アクション・プラン(平成29年度～令和2年度)のうち、令和2年度の取組結果

なし

(2) 推進方針に掲げた「条例に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度から令和5年度までの取組結果

No.3 充実した討議の推進

茅ヶ崎市議会基本条例の趣旨に基づき、一般質問においては、一問一答方式(選択制)を適切に運用するとともに、重複質問を議員間で調整することにより、重層的な質問を推進します。
また、政策討議(常任委員会ごとにテーマを設定し、調査研究、委員間討議等を経て、最終的に政策提言等を行っていく取組)、委員会での委員間の討議など議会における討議を充実させるための仕組みを活用し、充実した討議を推進します。

議会事務局

(令和3年度)

一般質問において、一問一答方式がより適切な運用となるよう協議を行い、改めて議員間の認識の共通化を図りました。

また、重層的な質問を推進するため、重複質問の調整を試行的に継続し、一定のルール化が図れたことから、仮通告制度として本導入し、重層的な質問の推進を図りました。

政策討議については、常任委員会毎にテーマを設定しました。各テーマに沿った政策提言等を行うことを目的に、調査研究や委員間討議等を行い、また、コロナ禍での新たな取組としてオンラインでの意見交換も行いました。

また、各常任委員会のこれまでの取組状況について全議員で情報の共有をするなど、充実した討議の推進を図りました。

(令和4年度)

令和3年度に引き続き、一般質問において、一問一答方式がより適切な運用となるよう適宜協議の場を設け、改めて議員間の認識の共通化を図りました。

また、仮通告制度の導入により重複質問の調整が容易になったことで、重層的な質問の更なる推進を図りました。

政策討議については、常任委員会ごとに設定したテーマに沿って、調査研究や委員間討議などを行い、最終的に本市議会から市長に政策提言書を提出しました。

(令和5年度)

茅ヶ崎市議会基本条例の趣旨に基づき、一般質問においては、一問一答方式(選択制)を適切に運用するとともに、重複質問を議員間で調整することにより、重層的な質問を推進しました。

また、政策討議(常任委員会ごとにテーマを設定し、調査研究、委員間討議等を経て、最終的に政策提言等を行っていく取組)、委員会での委員間の討議など議会における討議を充実させるための仕組みを活用し、充実した討議を推進しました。

No.4 議会の権能の適切な行使の推進

条例制定、市長等の事務執行の監視、政策提言など議会に付与された権能を適切に行行使するため、それに資する議員研修の充実、議会図書室の充実、政務活動費を有効活用しての研修等への積極的な参加及び議会事務局の機能の充実に努めます。

また、条例制定や政策提言につながる取組として、茅ヶ崎市議会基本条例の規定に基づき、政策討議に継続的に取り組みます。

議会事務局

(令和3年度)

限られた予算の中で、インターネットでも閲覧可能な白書などの購入を休止しつつ、近年クローズアップされているDXやICTに関する書籍を購入するなど議会図書室の充実に努めました。また、コロナ禍においても安心して参加することが可能なオンラインによる研修について議員への周知に努め、政務活動費を活用した参加もありました。

なお、継続的な政策討議の取組については、充実した討議の推進に記載したとおりです。

(令和4年度)

コロナ禍の中、感染症対策をしっかりと講じた上で、2年ぶりに議員研修会を行いました。また、オンラインによる研修についても積極的に議員に周知を行いました。

また、限られた予算の中で、近年クローズアップされているDXやICTに関する書籍を購入するなど議会図書室の充実に努めました。

なお、継続的な政策討議の取組については、充実した討議の推進に記載したとおりです。

(令和5年度)

条例制定、市長等の事務執行の監視、政策提言など議会に付与された権能を適切に行行使するため、それに資する議員研修の充実、議会図書室の充実、政務活動費を有効活用しての研修等への積極的な参加及び議会事務局の機能の充実に努めます。

また、条例制定や政策提言につながる取組として、茅ヶ崎市議会基本条例の規定に基づき、政策討議に継続的に取り組みます。

No.5 市民参加の推進→第8.9条実績

茅ヶ崎市議会基本条例の規定に基づき、議会報告会及び意見交換会を定期的を開催するとともに、運営方法の検証や改善に取り組みます。

また、請願・陳情の審査に当たり、請願者・陳情者から趣旨説明の申出があったときは、委員会での審査中に趣旨説明の機会を設けます。

議会事務局

(令和3年度)

意見交換会については、これまで議員席と市民席を2分するレイアウトにより対面方式で行っていた開催手法を見直し、グループ形式に変更して開催すべく、先進事例の調査研究を踏まえて開催要領を刷新しました。年2回の実施を予定していたところ、前期の意見交換会は新型コロナウイルス感染症の感染状況により中止となりましたが、後期は感染状況が落ち着いたことから感染症対策を講じたうえで安全に開催することができました。

請願・陳情の審査にあたっては、請願者・陳情者から趣旨説明の申出があったときは、委員会での審査中に趣旨説明の機会を設けて市民参加の推進を図りました。

(令和4年度)

意見交換会については、従来のグループワーク方式からワールドカフェ方式に手法を変更し、実施しました。

また、幅広い市民への参加を促すため広報誌、デジタルサイネージ、ホームページなど様々な媒体を通じ、情報発信を行いました。

請願・陳情の審査にあたっては、請願者・陳情者から趣旨説明の申出があったときは、委員会での審査中に趣旨説明の機会を設けて市民参加の推進を図りました。

(令和5年度)

茅ヶ崎市議会基本条例の規定に基づき、議会報告会及び意見交換会を定期的を開催するとともに、運営方法の検証や改善に取り組んだ結果、幅広い市民の方に参加いただけるように従来の対面方式に加え、オンライン対応の追加も決定しました。

また、請願・陳情の審査に当たり、請願者・陳情者から趣旨説明の申出があったときは、委員会での審査中に趣旨説明の機会を設けます。

No.6 広報・広聴活動の推進→第8.9条実績

議会事務局

議会だより、本会議・委員会のインターネット中継、議会ホームページ、議会報告会、意見交換会その他の媒体や機会を活用し、広報・広聴活動の充実を図ります。

(令和3年度)

紙媒体の取組としては、年に4回の定例会毎に議会だよりを発行して定例会での審議内容や議会に関する情報を広く市民に広報しました。電子媒体では、本会議・委員会のインターネット中継及び録画配信を行ったほか、ホームページやSNS、デジタルサイネージ等を利用して情報発信に努めました。

議会報告会については、対面で実施する代替手段として、茅ヶ崎市議会YouTubeチャンネルを開設し、議会報告に関する動画をWEB配信しました。

(令和4年度)

紙媒体の取組としては、年に4回の定例会毎に議会だよりを発行して定例会での審議内容や議会に関する情報を広く市民に広報しました。電子媒体では、本会議・委員会のインターネット中継及び録画配信を行ったほか、ホームページやSNS、デジタルサイネージ等を利用して情報発信に努めました。

議会報告会については、対面で実施する代替手段として、茅ヶ崎市議会YouTubeチャンネルを活用し、議会報告に関する動画をWEB配信しました。

(令和5年度)

議会だより、本会議・委員会のインターネット中継、議会ホームページ、議会報告会、意見交換会その他の媒体や機会を活用し、広報・広聴活動の充実を図ります。

(3) 市民の意見等

条例の施行状況に対する市民の意見等

特にありません。

2 条例の規定の検証

社会情勢の変化や条例の規定に対する市民の意見等

特にありません。

3 内部検証

(条例の施行状況)

第8条、9条実績に記載のとおり、議会及び議員の責務として市民に開かれた議会を目指し、様々な取組を進めました。

(条例の規定)

条文の改廃等の必要はないと考えます。

4 令和7年度から10年度までに講ずべき措置について

① 現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。

[回答]

② 令和7年度以降新たに取り組むべき事項がある。

③ 令和7年度以降取組を継続しない事項がある。

①

[その理由]

議会及び議員の責務として、開かれた議会運営及び議会に付与された権能を適切に行使するためには、継続して条例等に規定された様々な取組を進めていく必要があります。議員の意向も踏まえつつ、引き続き条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。

第8・9条実績

【第8条 議会の責務 NO.5関係】

議会報告会・意見交換会の開催状況 担当：議会事務局

	令和2年	令和3年	令和4年
回数（参加人数）	0回	議会報告会 2回 意見交換会 1回（12人）	議会報告会 2回 意見交換会 2回（35人）
議会報告会の内容	なし	予算特別委員会・決算特別委員会での審査内容の報告	予算特別委員会・決算特別委員会での審査内容の報告・各常任委員会活動報告
意見交換会のテーマ	なし	10年後の茅ヶ崎をデザインしよう	「住みたい住みつづけたい！～ちがさき魅力大発見～」 「こんなまちにしたいな ちがさき」

【第8条 議会の責務 NO.6関係】

陳情の受理及び付託 担当：議会事務局

区分	令和2年	令和3年	令和4年
受理	19件	14件	22件
取り下げ	2件	0件	1件
委員会付託	9件	4件	6件
参考配布	10件	10件	15件

【第8条 議会の責務 NO.6関係】

本会議、委員会のインターネット中継 担当：議会事務局

	令和2年	令和3年	令和4年
アクセス数	7,362件	6,704件	9,788件

第10条 市長の責務

(市長の責務)

- 第10条 市長は、主権を有する市民の負託に応えるため、地域の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めなければならない。
- 2 市長は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、政治倫理の向上に努めなければならない。
- 3 市長は、地域の課題及び市民の多様な意見に的確に対応するために必要となる知識及び能力を持った職員を育成しなければならない。
- 4 市長は、毎年度、行政運営の基本方針を定め、これを公表しなければならない。

1 条例の施行状況の検証

(1) アクション・プラン(平成29年度～令和2年度)のうち、令和2年度の実行結果

なし

(2) 推進方針に掲げた「条例に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度から令和5年度までの取組結果

No.7 地域の抱える課題や市民の意見及び要望の把握

市が計画等を策定する際の意見交換会や説明会、地域の市民集会等により、対話を通じて市の考え方を伝えるとともに、地域の課題や市民の要望等の把握に努めます。

秘書課

(令和3年度)

コロナ禍により直接対話する機会は減少しましたが、書面やオンライン、その他様々な機会等を通じて、市の考え方を伝えるとともに、地域の課題や市民の要望等の把握に努めました。

(令和4年度)

対面や書面等の様々な機会等を捉えて、市の考え方を伝えるとともに、地域の課題等の把握に努めました。

(令和5年度)

地域での説明会や市民集会等を通じて市の考え方を伝えるとともに、地域の課題や市民の要望等の把握に努めました。

No.8 市長会その他都市関係会議等への参加

地域課題の解決や市民の要望等を踏まえた市政運営の実現をめざし、先進事例の取組の把握や情報収集、国及び県への要望活動を行うため、市長会等への会議に参加します。

秘書課

(令和3年度)

コロナ禍により対面での会議等は減少しましたが、オンライン等で市長会や関係機関等の会議に参加し、情報収集や国県への要望活動等を行いました。

(令和4年度)(令和5年度)

市長会や関係機関等の会議に参加し、情報収集や国県への要望活動等を行いました。

<p>No.9 透明性のある市政運営及び政治倫理の向上</p> <p>市長の日々の動向や交際費の支出状況を公開し、透明性のある開かれた市政運営を行うとともに、自己の保有する資産等を定められた時期に公開することで、政治倫理の向上に努めます。</p>	<p>秘書課</p>
<p>(令和3年度)(令和4年度)(令和5年度)</p> <p>市長の日々の動向は、日ごとに市ホームページと神奈川新聞に掲載しており、交際費の支出状況は、月ごとに市ホームページ上で公開いたしました。また、自己の保有する資産等を「茅ヶ崎市長の資産等の公開に関する条例」に基づき定められた時期に公開いたしました。</p>	
<p>No.10 特定の政策課題についての調査研究及び調整</p> <p>緊急性、重要性が高い特定の政策課題について、情報収集や調査研究を行い、行政施策の方向性を定めるための総合的な調整を行います。</p>	<p>総合政策課</p>
<p>(令和3年度)</p> <p>新型コロナ対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について全庁的な調整を行い、市内事業者への支援やGIGAスクール構想の推進等の取組を実施しました。</p>	
<p>(令和4年度)</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に関して、コロナ禍を乗り越えるまでのフェーズを意識し、庁内調整を行い、必要な取組に優先順位を付け、政策を推進しました。また、コロナ禍によるエネルギー・食料品等価格高騰対策に関して、生活者支援・事業者支援の双方の視点から庁内調整を行い、効果的な取組を推進しました。</p> <p>デジタル実装を通じた地域の課題解決を目的として、デジタル田園都市国家構想推進交付金の活用について、先進事例を参考とするとともに、庁内調整を行い、都市づくり情報プラットフォームの構築や障がい者支援アプリ等の取組を実施しました。</p>	
<p>(令和5年度)</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策の5類移行を契機に対応の見直しを行いました。また、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援を主軸として庁内調整を行い、効果的な取組を推進しました。</p> <p>デジタル田園都市国家構想推進交付金の活用について、先進事例を参考とするとともに、庁内調整を行い、校務支援システムや書かない窓口等の実装に取り組みました。</p>	
<p>No.11 職員の育成→第10条実績</p> <p>地域の課題及び市民の多様な意見に的確に対応するために必要となる知識及び能力を持った職員の育成に努めます。</p>	<p>職員課</p>
<p>(令和3年度)</p> <p>職員がその職務の遂行のために必要な知識を習得し、及び能力を向上させる風土をつくるため、研修を実施しました。</p>	
<p>(令和4年度)</p> <p>令和5年3月に「茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針」を改定しました。</p>	
<p>(令和5年度)</p> <p>課長級職員は所属における人材育成の取組を人事評価の目標のひとつとすることで、所属長による各所属における人材育成を着実に進めるとともに、職員の階層別の研修や研修機関へ職員派遣を行いました。</p>	

No.12 施政方針の公表

行政運営の基本方針である*施政方針を自治基本条例第10条第4項の規定に基づき公表する旨の一文を加え、毎年度(新たな年度が始まる前)公表します。 **総合政策課**
* 市長の市政運営に対する基本的な考えや予算及び施策の概要を示すもの

(令和3年度)

令和4年度施政方針を策定し、令和4年第1回市議会定例会にて市長が演説を行うとともに、市ホームページや広報紙への掲載、各施設での配架を行うことで、広く市民へ公表しました。

(令和4年度)

令和5年度施政方針を策定し、令和5年第1回市議会定例会にて市長が演説を行うとともに、市ホームページや広報紙への掲載、各施設での配架を行うことで、広く市民へ公表しました。

(令和5年度)

令和6年度施政方針を策定し、令和6年第1回市議会定例会にて市長が演説を行うとともに、市ホームページや広報紙への掲載、各施設での配架を行うことで、広く市民へ公表しました。

(3) 市民の意見等

条例の施行状況に対する市民の意見等

職員研修の内容・講師を知りたいといった意見がありました。(職員課)

特にありません。(秘書課) (総合政策課)

2 条例の規定の検証

社会情勢の変化や条例の規定に対する市民の意見等

特にありません。(職員課) (秘書課) (総合政策課)

3 内部検証

(条例の施行状況)

職員研修については、庁内で実施する階層別研修・特別研修、様々な研修機関等へ派遣する派遣研修等、様々な研修が受講できる環境を推進しています。引き続き、職員の育成、キャリア形成について検討を重ね、職員の能力向上に寄与する研修を計画・実施していきます。(職員課)

地域の抱える課題や市民の意見及び要望の把握や、市長会その他都市関係会議等への参加については、新型コロナウイルスの影響等もあり、直接対面する機会が減少することもありましたが、様々な方法を活用しながら取組を適正に実施することができました。(秘書課)

特定の政策課題における行政施策の総合的な調整や、市長の市政運営に対する考えや予算及び施策の概要を市政方針で示すなど、条例の規定に基づいた取組を適正に実施することができました。(総合政策課)

(条例の規定)

条文の改廃等の必要はないと考えます。(職員課) (秘書課) (総合政策課)

4 令和7年度から10年度までに講ずべき措置について

① 現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。	[回答]
② 令和7年度以降新たに取り組むべき事項がある。	①
③ 令和7年度以降取組を継続しない事項がある。	
<p>[その理由]</p> <p>職員の育成は市長の責務であり、地域課題等に対応するために職員の育成が必要であるため、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。管理職・監督職にも、人財育成の必要性・重要性を再認識してもらい、職場のマネジメントに活かされるような取組を検討していきます。(職員課)</p> <p>これまでも条例に規定された事項を推進することができたため、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。(秘書課)</p> <p>住民福祉の増進のためには、課題を捉えた施策推進が欠かせないため、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。(総合政策課)</p>	

第10条実績

【第10条 市長の責務 NO.11関係】

職員研修実績（令和4年度） 担当：職員課

	階層別研修	特別研修	派遣研修
講座名・派遣先等	新採用職員研修（前期）	接遇力向上	市町村税徴収事務
	新採用職員研修（後期）	新採用職場指導員研修	議会事務
	新採用職員研修（契約・財務）	二市一町（藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町）広域合同研修（SDGs）	研修講師養成講座（地方自治制度）
	新採用職員研修（年度末）	文教大学合同セミナー	女性リーダーのためのマネジメント研修
	採用2・3年目職員合同研修（対話）	平塚市・茅ヶ崎市広域合同研修	アスファルト 舗装品質管理実習
	採用3年目職員研修（若手向け法制執務）	寒川町・茅ヶ崎市広域合同研修	公共土木工事積算システム操作研修（中級）
	採用4年目職員研修（行政法の基礎）	苦情とクレームの捉え方を変える接遇講座（平塚市合同研修）	コンクリート構造物の品質確保のための施工技術
	採用5年目職員研修（基礎力向上）	育休復帰者サークルミーティング	「災害査定実務者研修（講義編）」及び「災害査定実務者研修（実践編）」
	採用5年目職員研修（地方自治法・地方公務員法）		公共工事の監督・検査・工事成績評定について
	主査級職員研修（OJT）		実習コース「コンクリート品質管理実習」
	人事評価研修（新任評価者）		現場見学会「現場研修」
	新任担当主査級職員研修（マネジメント）		第1部・2部特別課程 第44期
	課長補佐級職員研修（マネジメント）		マネジメント
	コンプライアンス・リスクマネジメント		法制執務
	課長級職員研修（目標によるマネジメント）		クレーム対応（リーダー・監督者級）
	任期付職員研修①、②		用地担当職員
	技能労務職員研修		庁内講師養成
	会計年度任用職員研修（公務員倫理・接遇）		コーチング
			公営企業会計
			災害に関する危機管理
		企画力開発	
		住民対応（基礎）	
		メンタルヘルス	

第11条 職員の責務

(職員の責務)

- 第11条 職員は、この条例を遵守し、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 職員は、その職務の遂行のために必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。
- 3 職員は、互いに連携を図り、協力して職務を遂行しなければならない。

1 条例の施行状況の検証

(1) アクション・プラン(平成29年度～令和2年度)のうち、令和2年度の実績結果

なし

(2) 推進方針に掲げた「条例に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度から令和5年度までの取組結果

No.13 自治基本条例の職員への周知→第11条実績①

職員が自治基本条例を遵守し、条例にのっとった取組ができるよう、職員に対する研修を行います。

行政総務課

(令和3年度)

令和3年4月及び10月に新採用研修を、令和4年2月に、条例第16条に規定する「市民参加」に焦点を当てた監督職研修及び条例を意識し日々の業務を遂行するという意識啓発のために全職員研修を実施しました。

また、令和3年7月、8月、10月、令和4年2月に全課かい宛てに自治基本条例に関する通知を發出し、継続的に職員の意識啓発を図りました。

(令和4年度)

令和4年4月及び10月に新採用研修を、令和5年2月に監督職研修を、令和4年7月及び令和5年3月に実務担当者を実施しました。さらに、令和5年2月から3月にかけて、条例を意識し日々の業務を遂行するという意識啓発のため全職員研修を実施しました。

また、全課かい宛てに自治基本条例に関する通知を年間を通して継続的に發出することで、職員の意識啓発を図りました。

(令和5年度)

令和5年4月、10月に新採用職員研修、8月に外部講師による担当者級研修を実施し、令和6年2月に監督職研修を実施しました。さらに、令和6年2月から3月にかけて、条例を意識し日々の業務を遂行するという意識啓発のため全職員研修を実施しました。

また、8月から11月にかけて自治基本条例に関する情報を神奈川県情報セキュリティクラウドのトップページにある「各課からのお知らせ」のスペースに掲載し、条例を見える化することで学び直しの契機としながら周知啓発を行いました。(全11回)

No.14 サービスの宣誓

地方公務員法第31条の規定に基づく茅ヶ崎市職員のサービスに関する条例により、職員の採用時において公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務等を自覚させるため、宣誓を行います。

職員課

(令和3年度)

地方公務員法第31条の規定に基づく茅ヶ崎市職員のサービスに関する条例により、職員の採用時において公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務等を自覚させるため、宣誓書の提出を行いました。

(令和4年度)

新規採用の職員全員が採用時に宣誓書を提出しました。

(令和5年度) 職員の採用時に、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務等を自覚させるため、宣誓書を提出するとともに、採用後も宣誓内容を意識した業務遂行を促すため、自身の宣誓書の写しを新採用職員に配付しました。	
No.15 職員の自己啓発に対する支援→第11条実績①	職員課
職員の能力開発の基本である自己啓発を奨励し、自ら学ぶ環境づくりに努めるとともに、自己啓発の成果が出せるよう支援を行います。	
(令和3年度) 職員がその職務の遂行のために必要な知識を習得し、及び能力を向上させる風土をつくるため、研修の実施や自主研究グループの募集等を行いました。	
(令和4年度) オンラインでの研修を本格導入(YouTubeでの研修動画の配信開始)することで、いつでも視聴できる環境を整備しました。また、採用10年目職員を対象としたキャリアデザイン研修、主査級職員を対象とした職場での学び合いを促進するOJT研修を実施するとともに、早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会や市町村アカデミーの研修等に派遣した職員を講師とした庁内研修を実施しました。	
(令和5年度) 人事異動に係る意向調査に関し、職員の能力向上や自身の希望配属先について考えるための所属レポートを新たに作成するとともに、記載内容も自身のキャリア形成に対する考え方等を記載する項目を設けました。 また、次年度以降、人事評価に係る面談を、自身の能力向上について話し合う機会としていきます。	
No.16 学習する風土づくりの推進	職員課
職員一人ひとりの学習意欲を高めていくために効果的な職場全体での学習風土づくりを推進します。	
(令和3年度) 職員がその職務の遂行のために必要な知識を習得し、及び能力を向上させる風土をつくるため、研修の実施や自主研究グループの募集等を行いました。	
(令和4年度) 各所属における学び合いを促進するため、新採用職員に対する職場指導員の任命や、各所属においてOJTの中心的役割を担う主査級職員へのOJT研修の実施、管理監督職向けのマネジメント研修を実施することで、OJT(職場内研修)の実施を推進しました。	
(令和5年度) 所属長による各所属における人材育成を着実に進めるため、課長級職員は所属における人材育成の取組を人事評価の目標のひとつとすることとしました。 また、こうした所属長の取組状況を確認するため、所属職員に対し、所属長のマネジメント状況の調査を年2回実施し、人事評価面談を通じてフィードバックしました。	
No.17 部局横断的な検討組織→第11条実績②	全ての課 (行政総務課)
地域の課題解決や市民サービスの向上を図るため、必要に応じて部局横断的な検討組織を設置します。	
部局横断的な検討組織については、 第11条実績② のとおりです。	

(3) 市民の意見等

条例の施行状況に対する市民の意見等
職員によって自治基本条例の理解度に差があるといった意見がありました。(行政総務課) 特にありません。(職員課)

2 条例の規定の検証

社会情勢の変化や条例の規定に対する市民の意見等

特にありません。(行政総務課) (職員課)

3 内部検証

(条例の施行状況)

自治基本条例については、新採用職員、主査・副主査級職員及び課長補佐・担当主査級職員といった階層別職員研修を行い、それぞれの職員の職級に応じた周知啓発に努めました。また、職員一人一人が、条例に規定されている市政運営の基本原則の重要性を理解し、条例の理念を踏まえ、日々の業務を遂行する意識を高めることを目的に、全職員研修を実施しました。

職員によって自治基本条例の理解度に差があるといった市民の意見がありましたので、職員が自治基本条例を遵守し、条例にのっとった取組を行うことができるよう、引き続き、研修等により職員の意識啓発を図ります。(行政総務課)

サービスの宣誓については、令和4年度以降、新採用職員研修の初日に宣誓書の写しをお渡しし、オリエンテーションや自治基本条例・地方公務員法の講義の中で内容について再度説明を行っており、認識する機会を作っています。自己啓発・学習する風土づくりについては、人事評価や意向調査の手法や記載方法を見直したり、管理職のマネジメント研修を実施する等の取組を行っています。引き続き、職場全体の意識改革・行動変容に結びつくような取組を検討していきます。(職員課)

(条例の規定)

条文の改廃等の必要はないと考えます。(行政総務課) (職員課)

4 令和7年度から10年度までに講ずべき措置について

① 現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。

[回答]

② 令和7年度以降新たに取組むべき事項がある。

①

③ 令和7年度以降取組を継続しない事項がある。

[その理由]

職員が自治基本条例を遵守し、条例にのっとった取組をするためには、条例の浸透による意識の高まりが不可欠であり、継続した周知が有効かつ重要であることから、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。(行政総務課)

職員1人1人が、職員の責務について改めて認識し、能力向上に努めるためには、職員研修という普段の職務から離れた場で定期的に啓発していくことが重要であると考えます。

職員への周知は重要であることから、今後も職員研修等の機会を通じて条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。(職員課)

第11条実績①

【第11条 職員の責務 NO.13関係】

自治基本条例階層別職員研修の実施状況 担当：行政総務課

階層	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新採用職員（回）	2回	2回	2回
主査・副主査級職員	1回	0回	2回
課長補佐・担当主査級職員	1回	1回	1回

【第11条 職員の責務 NO.13関係】

自治基本条例に関する各課かいの取組状況等調査 担当：行政総務課

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	1回	1回	1回
実施期間	令和2年12月17日 ～1月22日	令和4年2月15日 ～3月15日	令和5年5月18日 ～6月9日

【第11条 職員の責務 NO.15関係】

研修別講座及び自主研究グループ 担当：職員課
（「人事行政運営等の状況」より）

種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般研修（階層別、特別研修）	5件	24件	26件
派遣研修	13件	30件	23件
自主研究グループ	0件	2件	0件

第11条実績②

第11条に規定された事項を推進するための取組(令和5年10月現在)

部局横断的な検討組織

	担当課	名称	目的
1	総合政策課	茅ヶ崎市中核市移行に係る庁内検討会議	茅ヶ崎市が地方自治法第252条の22第1項の規定に基づく政令で定める市(中核市)への移行を円滑に推進するため。
2	総合政策課	湘南ライフタウン行政協力研究会	藤沢都市計画事業西部土地区画整理事業及び茅ヶ崎市都市計画事業堤地区土地区画整理事業にかかわる地域における藤沢市及び茅ヶ崎市の行政協力等の方策について研究・協議するため。
3	総合政策課	茅ヶ崎ゴルフ場利活用に関する連絡調整会議	茅ヶ崎ゴルフ場の利活用に関する連絡調整を図るため。
4	行政改革推進課	茅ヶ崎市財政健全化緊急対策推進本部	茅ヶ崎市財政健全化緊急対策に基づく各取組の推進を図るため。
5	行政改革推進課	公金収納キャッシュレス化プロジェクトチーム	公金収納のキャッシュレス化に伴う諸事務について関係課かが連携し、もって円滑に事務を遂行するため。
6	秘書課	ホノルル市・郡姉妹都市交流事業連絡調整会議	ハワイ州ホノルル市・郡との姉妹都市交流事業を円滑に推進するため。
7	デジタル推進課	茅ヶ崎市電子市役所推進本部	本市における電子市役所(情報通信技術を活用し、市民サービスの質的向上及び利便性向上、行政への市民参加の機会の拡大並びに行政の簡素化、効率化及び透明性の向上を図ることをいう。)の実現に向けた全庁的な検討を行うため。
8	デジタル推進課	書かない窓口導入プロジェクトチーム	市民の窓口体験向上及び窓口業務の改善を重点においた本市における「書かない窓口」の検討から導入に向けて、関係課かが連携し、円滑に事務を遂行するため。
9	市民自治推進課	茅ヶ崎市市民参加協働調整会議	茅ヶ崎市自治基本条例及び茅ヶ崎市市民参加条例に基づく市民参加並びに茅ヶ崎市市民活動推進条例に基づく協働に関し必要な調整を図るため。
10	市民自治推進課	(仮称)松林地区地域集会施設等複合施設整備会議	(仮称)松林地区地域集会施設等複合施設整備に関し必要な事項について検討を行うとともに、関係課かきの調整を図るため。
11	防災対策課	茅ヶ崎市危機管理対策検討会議	危機管理に関する対策の検討及び連絡調整のため。
12	安全対策課	茅ヶ崎市交通安全対策連絡調整会議	市内の小中学校の児童生徒が登下校に利用する道路及び生活道路における危険箇所等に関して、適切かつ効果的な交通安全対策を調査・検討するため。
13	文化推進課	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン策定検討会議	本市の文化芸術及び生涯学習に関する施策を総合的かつ体系的に定める計画の策定に向け、関係各課等による庁内の横断的な検討を進めるため。
14	文化推進課	旧南湖院第一病舎に係る庁内検討会議	歴史的価値のある旧南湖院第一病舎を歴史的建造物としての価値を損なうことなく保存し、旧南湖院第一病舎の周辺一帯の利活用について検討するため。
15	多様性社会推進課	茅ヶ崎市男女共同参画推進会議	茅ヶ崎市の男女共同参画社会の形成に関する施策の充実及び推進を図るため。
16	地域福祉課	茅ヶ崎市地域福祉推進調整会議	社会福祉法第107条に規定する茅ヶ崎市地域福祉計画を策定し、及び変更し、並びに当該計画に基づく施策を推進するに当たり、福祉、保健、まちづくりその他の地域福祉の推進にかかわる施策との調整を図るため。
17	障がい福祉課	茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議	茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画を策定し、及び変更し、並びに当該計画に基づく施策を推進するに当たり、関係各課が連携して福祉施策体系の整理及び整合を図るため。
18	高齢福祉課 介護保険課	茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議	老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、及び変更し、並びに当該計画に基づく施策を推進するに当たり、関係各課が連携して、福祉、保健、まちづくりその他の高齢者福祉の推進にかかわる施策との調整を図るため。
19	こども政策課	茅ヶ崎市子どもの未来応援庁内連絡会議	茅ヶ崎市における子どもの貧困対策について、庁内関係課の円滑な連携及び情報共有を図るため。

	担当課	名称	目的
20	こども政策課	茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画推進会議	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定に基づき、茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策を推進するため。
21	環境政策課	茅ヶ崎市環境調整会議	環境の保全及び創造を実効的かつ体系的に推進するため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行うため。
22	環境政策課	茅ヶ崎市環境調整会議幹事会	茅ヶ崎市環境調整会議に専門的技術的事項について調査し審議するため。
23	環境保全課	茅ヶ崎市アスベスト問題対策会議	アスベストに関する市民の安全と健康を確保し、並びにその対策の検討及び連絡調整を行うため。
24	環境保全課	茅ヶ崎市放射線関係対策会議	放射能に対する市民の不安を解消し、市民の安全と健康の確保に向けた対策の実施及び庁内の連絡調整を行うため。
25	環境事業センター	安心まごころ収集事業連絡会	茅ヶ崎市安心まごころ収集事業について、必要な事項を協議するため。
26	都市計画課	茅ヶ崎市都市計画提案検討会議	都市計画法第21条の2の規定に基づく都市計画の決定又は変更の提案について検討するため。
27	都市計画課	茅ヶ崎市都市計画に関する連絡調整会議	都市計画の推進を目的とした制度適用の検討及び課題等の解決に関し連絡調整を図るため。
28	都市計画課	茅ヶ崎市土地利用調整会議	茅ヶ崎市における土地利用について、茅ヶ崎市土地利用基本条例に基づき、本市の土地利用に関する計画及び条例と相まって、適正かつ合理的な土地利用を図るため。
29	都市政策課	茅ヶ崎市住宅政策庁内調整会議	茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランの推進に関し連絡調整を図るため。
30	都市政策課	第2次ちがさき自転車プラン庁内推進会議	第2次ちがさき自転車プランの推進を図るため。
31	都市政策課	茅ヶ崎市空家等対策検討会議	空家等の対策について検討するため。
32	景観みどり課	茅ヶ崎市自然環境庁内会議	自然環境の保全及び緑化の推進に関して関係課かいで連絡調整を図り、情報と課題を共有し、適切かつ効果的な保全策を協議、検討するため。
33	景観みどり課	茅ヶ崎市みどりの基本計画連絡調整会議	茅ヶ崎市みどりの基本計画の策定及び進行管理に関し庁内の調整を図るため。
34	建築指導課	茅ヶ崎市耐震改修促進計画に関する連絡調整会議	建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項に基づく茅ヶ崎市耐震改修促進計画の策定及び改訂に関し関係各課等の連絡調整を図るため。
35	保健企画課	茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部及び対策会議	新型インフルエンザ等が発生した際に、政府による緊急事態宣言が発令された場合には対策本部を設置し、また発令されていない場合においては対策会議を設置し、市の新型インフルエンザ等対策を総合的に推進し、あわせて予防策や対応策の調査研究、対処方針の決定を行うため。
36	地域保健課	茅ヶ崎市保健所管内栄養業務連絡会議	茅ヶ崎市保健所管内における行政栄養士等が情報を共有するとともに連携し、地域の栄養・食生活対策を円滑及び効果的に推進するため。
37	保健予防課	茅ヶ崎市自死(自殺)対策庁内連絡会	庁内の関係部署の密接な連携と協力により、自死(自殺)対策を総合的に推進するため。
38	健康増進課	茅ヶ崎市食育健康増進計画連絡調整会議	食育基本法(平成17年法律第63号)第18条に基づく茅ヶ崎市食育推進計画及び健康増進法(平成14年法律第103号)第8条に基づく茅ヶ崎市健康増進計画・茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくり推進計画の策定及び変更並びに3つの計画の施策の推進について関係各部課かいとの連絡調整を図るため。
39	教育総務課	茅ヶ崎市教育委員会部内調整会議	茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則第2条に規定する部に当該部が所掌する事務及び事業並びに当該部の長が必要と認める事項に関し協議又は調整をするため。
40	教育総務課	茅ヶ崎市教育大綱及び茅ヶ崎市教育基本計画検討会議	茅ヶ崎市教育大綱及び茅ヶ崎市教育基本計画の策定のため。
41	教育施設課	茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画庁内検討会議	市立の小学校及び中学校の再整備を図るため。
42	学務課	茅ヶ崎市立小・中学校通学区域検討会議	茅ヶ崎市立小学校・中学校の規模適正化等に関する基本方針に基づいた学習環境の改善を図るため。

	担当課	名称	目的
43	社会教育課	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業企画検討会	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業に必要な事項に関し、必要に応じて会議を開き、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業検討委員会に対し助言し、必要な資料を提出し、その他検討委員会と協働作業を行うため。
44	社会教育課	茅ヶ崎市文化財保護・活用連絡調整会議	文化財の保護及び活用について連絡調整を図るため。
45	青少年課	茅ヶ崎市子ども・若者育成支援推進法に係る庁内連絡会議	子ども・若者育成支援推進法施行に係る関係課の円滑な連携のための情報共有を図るため。
46	図書館	茅ヶ崎市子ども読書活動推進連絡調整会議	茅ヶ崎市の子ども読書活動推進に関する施策の充実及び推進を図るため。

第12条 市政運営の基本原則

(市政運営の基本原則)

第12条 市政は、第4条に規定する自治の基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本原則として運営されなければならない。

- (1) 市政は、市民への説明の下に運営されること。
- (2) 市政は、市民及び市が市政に関する情報を相互に共有することにより運営されること。
- (3) 市政は、市民の参加の下に運営されること。

第12条の規定は、市政運営の基本原則を定めたものであるので、当該各号に掲げる原則の検証については、第13条から第24条までに記載しています。

第13条 説明責任

(説明責任)

第13条 市は、市政に関する事項について、市民に説明しなければならない。

2 市は、市民から、市政に関する事項について説明を求められたときは、速やかに応答しなければならない。

1 条例の施行状況の検証

(1) アクション・プラン(平成29年度～令和2年度)のうち、令和2年度の取組結果

なし

(2) 推進方針に掲げた「条例に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度から令和5年度までの取組結果

No.18 情報公開制度の適正な運用→第13条実績

市政を市民に説明する責務を全うするため、行政文書の公開を請求する権利を定めた茅ヶ崎市情報公開条例の規定に基づき、行政文書を公開します。

行政総務課

(令和3年度)

令和3年4月の公文書等管理条例施行に当たり、「行政文書」についての定義を改め、所要の規定を整備するため、情報公開条例及び同施行規則の改正を行い、「ちがさきの情報公開ハンドブック」についても改定し、全課かいいに周知を行いました。

職員研修については、新採用職員研修のほか、録音データの公開についてや、行政文書の管理と情報公開請求について等、その時の状況に応じ必要な課題について、職員への研修を実施しました。

また、問合せが多い内容については、全課かいいに通知を行う等、統一的な運用ができるように努めました。

(令和4年度)

情報公開請求を受ける際、請求者が知りたい情報は何かを丁寧に聞き取り、文書の特定を行いました。また、情報公開条例に基づく公開、非公開の判断について、庁内統一的な運用ができるよう、文書保有課と調整を行い、判断が難しいものについては、他市町村の答申や判例を検索し、対応しました。

文書法務課及び文化生涯学習課と合同実施した研修で、行政文書公開請求に関する研修を実施しました。

(令和5年度)

令和5年4月1日の情報公開条例の改正に伴い、「ちがさきの情報公開ハンドブック」の更新を行いました。更新に当たっては、より分かりやすいものとなるよう、図表の充実を図るとともに、公開・非公開事由の例示表についても改正を行いました。

No.19 特定歴史公文書等利用制度の適正な運用

市の有する諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務を全うするため、特定歴史公文書等の利用を請求する権利を定めた茅ヶ崎市公文書等管理条例の規定に基づき、特定歴史公文書等を市民の利用に供します。

文化推進課

(令和3年度)

市民の利用に供するため、目録の整備及び公開を進めました。また、市ホームページ内に特定歴史公文書等のページを作成しました。

(令和4年度)(令和5年度)

市民の利用に供するため、目録の整備及び公開をすすめました。また、市民ふれあいプラザで特定歴史公文書等に関する展示を実施しました。

No.20 パブリックコメント手続きの実施→第13条実績

条例又は政策等の案を公表して広く市民に意見を求め、提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方を公表します。

市民自治推進課

(令和3年度)(令和4年度)(令和5年度)

条例又は政策等の案を公表して広く市民に意見を求め、提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方を公表しました。

(3) 市民の意見等

条例の施行状況に対する市民の意見等

情報公開請求に際して、行政文書が適正に作成されていないといった意見がありました。(行政総務課)

「パブリックコメントの実施方法等の一部改善について」との政策提案(市民が意見を提出しやすくなるようにするための「案件のポイント」に記載する内容の統一など)がありました。(市民自治推進課)

令和4年度に実施した市民ふれあいプラザでの特定歴史公文書等に関する展示について、現物を展示してほしいという意見がありました。(文化推進課)

2 条例の規定の検証

社会情勢の変化や条例の規定に対する市民の意見等

個人情報の保護に関する法律の改正に合わせて、情報公開条例についても、文言の整理等の改正を行い、令和5年4月1日から施行しました。(行政総務課)

特にありません。(市民自治推進課)(文化推進課)

3 内部検証

(条例の施行状況)

情報公開請求制度については、事務の過程において、適時各課かいに対して助言しているほか、文書法務課及び文化推進課と合同開催した行政文書公開に関する研修により、職員への周知啓発に努めました。

情報公開請求に際して、行政文書が適正に作成されていないという市民の意見がありましたので、職員が自治基本条例に定める説明責任を果たすことができるよう、今後も引き続き、研修等により職員への意識啓発を図ります。(行政総務課)

上記政策提案等を踏まえて運用を見直しながら、パブリックコメント手続を実施しています。(市民自治推進課)

目録の整備及び公開を進めるほか、市民ふれあいプラザで特定歴史公文書等に関する展示を実施し、市民に利用してもらうための取組を進めました。現物の展示については、管理・防犯上の観点から取り組めていません。(文化推進課)

(条例の規定)

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う文言整理のため、令和5年4月1日に情報公開条例を改正施行しましたが、自治基本条例の条文には影響がないため、条文の改廃等の必要はないと考えます。(行政総務課)

条文の改廃等の必要はないと考えます。(市民自治推進課)(文化推進課)

4 令和7年度から10年度までに講ずべき措置について

① 現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。	[回答]
② 令和7年度以降新たに取り組むべき事項がある。	①
③ 令和7年度以降取組を継続しない事項がある。	
<p>[その理由]</p> <p>説明責任を果たすための取組として、情報公開制度の適正な運用が必要であることから、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。(行政総務課)</p> <p>説明責任を果たすための取組として、パブリックコメント手続の適正な運用が必要であることから、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。</p> <p>市民参加制度については、令和6年度に条例の施行状況を検証する予定です。検証を踏まえ、市民参加を推進するための取組を継続します。(市民自治推進課)</p> <p>説明責任を果たすため、茅ヶ崎市公文書等管理条例の規定に基づき、特定歴史公文書等を市民の利用に供する必要があることから、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。(文化推進課)</p>	

第13条実績

【第13条 説明責任 NO.18関係】

情報公開制度の運用状況 担 当：行政総務課

（「茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告書」より）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公開	20件	41件	23件
一部公開	43件	59件	65件
非公開	7件	4件	13件
合計	70件	104件	101件

【第13条 説明責任 NO.20関係】

パブリックコメント手続の実施状況

担 当：市民自治推進課（「市民参加条例の施行状況等調査」より）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施件数	14件	10件	23件

第14条 情報共有

(情報共有)

第14条 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するよう努めること。
- (2) 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。
- (3) 審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を公開すること。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りでない。
- (4) 市が管理する情報の公開を求められたときは、別に条例で定めるところにより当該情報を公開すること。

1 条例の施行状況の検証

(1) アクション・プラン(平成29年度～令和2年度)のうち、令和2年度の実績

なし

(2) 推進方針に掲げた「条例に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度から令和5年度までの取組結果

No.21 市政情報の公表及び提供→第14条実績

茅ヶ崎市情報公開条例に基づき公開手続を適正に行うとともに、市政情報を公表し、又は提供します。行政総務課

(令和3年度)(令和4年度)(令和5年度)

「市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」に基づき、「市政情報公表一覧表」を年4回公表しました。

No.22 市政情報コーナーの充実

市役所本庁舎1階に市政情報コーナーを設置し、資料の収集、閲覧及び貸出等を行うとともに、一部刊行物を有償で頒布します。行政総務課

(令和3年度)

市政情報コーナーに配架している約1,500タイトルの行政資料を容易に検索できるよう目録を作成し、資料や棚を色で分類する等、分かりやすい配架に努めました。

(令和4年度)

市政情報コーナーに配架している約1,500タイトルの行政資料を容易に検索できるよう目録を作成し、資料や棚を色で分類する等、分かりやすい配架に努めました。

また、専属の職員を配置し、市民からの各種問合せに対応しました。

(令和5年度)

資料の配架場所やコピー機の使用方法などに関する掲示を充実させるとともに、引き続き専属の職員を配置することで、市政情報コーナー利用者の利便性向上に努めました。

<p>No.23 広報媒体へのニーズに合わせた情報の掲載</p> <p>広報紙、市ホームページへの掲載等により市政情報を公表、提供します。各職員が担当する事業をPRするにあたり、広報を戦略的に推進するためのガイドラインを念頭に置き、それぞれのターゲットを絞って、①発信する情報の内容②表現方法③発信する広報媒体ーなどの使い分けを意識するよう努めます。</p>	<p>広報シティプロモーション課</p>
<p>(令和3年度)</p> <p>広報紙や市ホームページなど様々な媒体を活用し市政情報を発信しました。その中でも、新型コロナウイルス感染症などのタイムリーな広報は、できる限り短く簡潔な文章とし、あわせて印象に残る画像なども活用し、一目で分かるよう意識しました。</p>	
<p>(令和4年度)</p> <p>受け手のニーズに合わせたきめ細かい情報発信が可能になるよう、LINEのセグメント配信を導入し運用を開始しました。</p>	
<p>(令和5年度)</p> <p>特に規模の大きな事業は、スポットの配信だけでなく、事業の流れでどのように発信をしていくか、調整を行いました。令和4年度末に導入したLINEのセグメント配信について、イメージ画像等を効果的に用いつつ、適宜情報量の多いHPに誘導するなど、各課かいの配信内容の調整を行いました。</p>	
<p>No.24 附属機関等の会議の公開→第14条実績</p> <p>市民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政を推進するため、非公開情報の審議等を行う場合等を除き、附属機関等の会議を公開します。</p>	<p>行政総務課</p>
<p>(令和3年度)</p> <p>自治基本条例第14条第3号及び「茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱」に基づき、会議を公開しました。</p> <p>市民に対しては、公開で行う会議を傍聴できるよう、市ホームページ等で会議の開催日時等を会議当日の2週間前から公表しました。</p> <p>コロナ禍で対面での会議が開催できず、書面での報告とした案件についても、会議資料及び委員からの意見等について市ホームページ等で公開をしました。</p>	
<p>(令和4年度)</p> <p>自治基本条例第14条第3号及び「茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱」に基づき、会議を公開しました。</p> <p>市民に対しては、公開で行う会議を傍聴できるよう、市ホームページ等で会議の開催日時等を会議当日の2週間前から公表しました。</p> <p>コロナ禍で対面での会議が開催できず、書面での報告とした案件についても、会議資料及び委員からの意見等について市ホームページ等で公開をしました。</p>	
<p>(令和5年度)</p> <p>自治基本条例第14条第3号及び「茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱」に基づき、附属機関等の会議を公開しました。</p> <p>また、公開で行う会議については、市民が傍聴することができるよう開催日時等を2週間前から公表しました。</p>	

(3) 市民の意見等

<p>条例の施行状況に対する市民の意見等</p>
<p>令和5年10月1日から31日までに実施した自治基本条例に係る市の取組に対する意見募集では、次のような意見が寄せられました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の決定について市民団体に周知されておらず、市民との情報を共有しようと努めているようには思えない事例があった。

2 条例の規定の検証

社会情勢の変化や条例の規定に対する市民の意見等

特にありません。(行政総務課)

ライフスタイルやニーズが多様化する中、社会的に情報発信・収集に様々なツールが活用されています。その中でも、高齢者や障がいのある方など、情報格差を生まない配慮は益々求められています。広く市民をカバーしているプッシュ型の媒体である広報紙以外に、積極的に情報を届けていく方法を事業の特性に応じて、検討していく必要があります。(広報シティプロモーション課)

3 内部検証

(条例の施行状況)

情報公開条例に基づき公開手続を適正に行うとともに、市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱に基づき、毎年度「市政情報公表一覧表」を公表しました。

また、市政情報コーナーに配架する行政資料について、資料検索性の向上に努め、市政情報の分かりやすい提供に努めました。

附属機関等の会議については、原則会議を公開するとともに、公開で行う会議を市民が傍聴できるよう、市ホームページ等で会議の開催日時等を公表しました。

「情報を共有しようと努めているようには思えない事例があった」という市民の意見がありましたので、市政に関する情報について市民との共有を図るために重要である「情報の提供」を職員が積極的に行うことができるよう、研修による条例の浸透及び意識向上に加え、組織的な対応力の向上を図ります。(行政総務課)

他自治体の動向や、社会情勢などを調査・研究しつつ、その時勢に応じた取組の必要性や媒体に応じた効果的な発信方法について議論し、庁内調整を進めてきました。(広報シティプロモーション課)

(条例の規定)

条文の規定を改正する必要はないと考えます。(行政総務課)(広報シティプロモーション課)

4 令和7年度から10年度までに講ずべき措置について

① 現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。

[回答]

② 令和7年度以降新たに取組むべき事項がある。

③ 令和7年度以降取組を継続しない事項がある。

①

[その理由]

市政に関する情報を市民と共有するためには、市政情報の公表及び提供、市政情報コーナーの充実、附属機関等の会議の公開といった取組は重要であることから、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。(行政総務課)

情報共有については、今後とも現在の取組を深化させていく必要があることから、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。(広報シティプロモーション課)

第14条実績

【第14条 情報共有 NO.21関係】

工事等の入札に関わる設計の内訳書の情報提供 担当：行政総務課
 （「茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告書」より）

種 別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
道路位置指定図の写しの交付	2, 216件	2, 331件	2, 422件
建築計画概要書の写しの交付	2, 140件	2, 640件	2, 772件
都市計画概要図の写しの交付	2, 651件	3, 044件	3, 257件
公共下水道台帳の写しの交付	8, 536件	2, 910件	10, 322件
工事設計書	325件	382件	353件

【第14条 情報共有 NO.24関係】

附属機関等の会議の公開状況 担当：行政総務課
 （「附属機関等の運営状況調査」より）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	463件	459件	504件
公開	117件	84件	85件
非公開（一部公開含む）	346件	375件	419件

【第14条 情報共有 NO.21関係】

市政情報公表一覧表の掲載計画数 担当：行政総務課

令和4年1月現在	令和5年1月現在	令和5年10月現在
111件	114件	114件

第15条 情報の管理等

(情報の管理等)

第15条 市は、市政に関する情報の収集並びに市が保有する情報の利用及び提供並びに管理を適正に行わなければならない。

2 市は、市が保有する情報を正確、完全かつ最新なものに保つとともに、常に利用が可能な状態にしておかなければならない。

1 条例の施行状況の検証

(1) アクション・プラン(平成29年度～令和2年度)のうち、令和2年度の実施結果

<p>A・PN0.1 (仮称)公文書管理条例の制定○ 公文書等管理条例の施行に向けたガイドラインの作成等</p> <p>令和3年4月1日の公文書等管理条例の施行に向けて、関係する例規の見直しや行政文書の管理に関するガイドラインの作成等を行い、これらを職員に周知するとともに、より適切な行政文書管理事務が執行されるように研修等を実施します。</p>	<p>文書法務課</p>
<p>令和3年4月1日の公文書等管理条例の施行に向け、関係する例規の見直しを行うとともに、条例に基づく行政文書の管理が統一的に行われるよう、留意すべき事項や具体的な運用等をまとめた「行政文書の管理に関する指針」を定め、研修等を通じて職員へ周知を図りました。</p>	
<p>A・PN0.2 (仮称)公文書管理条例の制定○ 基準に基づく文書の整理・分類</p> <p>茅ヶ崎市公文書等管理条例の施行と同時に、歴史公文書等選別基準に則った運用を始めるため、歴史公文書等の取扱い等について、研修等を通じて職員への周知を行うほか、特定歴史公文書等の利用請求開始に向けた準備を行います。</p>	<p>文化推進課</p>
<p>市民や議会の意見を踏まえ、歴史公文書等選別基準を策定し、研修等を通じて職員へ周知を図りました。 また、特定歴史公文書等の利用請求開始に向け、茅ヶ崎市公文書等管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準を制定しました。</p>	

(2) 推進方針に掲げた「条例に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度から令和5年度までの取組結果

<p>No.25 行政文書及び特定歴史公文書等の適正・適切な管理①</p> <p>茅ヶ崎市公文書等管理条例に基づき、行政文書を適正に管理し、及び特定歴史公文書等を適切に保存します。</p>	<p>文書法務課</p>
<p>(令和3年度) 令和3年5月、6月及び12月に研修を行いました。 9月に行政文書の保管状況の調査を行うとともに、12月に行政文書の管理状況について自己点検を行いました。</p>	
<p>(令和4年度) 研修については対象者を変えて、6回(令和4年4月、5月、10月、令和5年2月、3月)実施しました。そのほか行政文書の保管状況の調査を行う(令和4年11月)とともに、行政文書の管理状況について自己点検を行いました(令和5年2月)。</p>	
<p>(令和5年度) 令和5年4月には新採用職員及び新任課長を、7月には主査以下の職員を、12月には監督職以下の職員を対象とした研修を実施するとともに、11月には、文書の適切な作成について通知し、改めてその周知をしました。</p>	

<p>No.25 行政文書及び特定歴史公文書等の適正・適切な管理②</p> <p>茅ヶ崎市公文書等管理条例に基づき、行政文書を適正に管理し、及び特定歴史公文書等を適切に保存します。</p>	<p>文化推進課</p>
<p>(令和3年度)(令和4年度)(令和5年度) 職員研修や通知などを通して、市内の周知を図り、適切な保存・利用を進めました。</p>	
<p>No.26 個人情報保護制度の適正な運用→第15条実績</p> <p>茅ヶ崎市個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止を図る等、個人情報を適切に管理します。</p>	<p>行政総務課</p>
<p>(令和3年度) 令和3年4月の公文書等管理条例施行に当たり、「行政文書」についての定義を改め、所要の規定を整備するため、個人情報保護条例及び同施行規則の改正を行い、「ちがさきの個人情報保護ハンドブック」についても改定し、全課かいに周知を行いました。 職員研修については、新採用職員研修、危機管理研修を実施すると共に、全職員に対して個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの研修を実施しました。 漏えい事故発生時には、「茅ヶ崎市保有個人情報等の管理に関する要綱」に基づき、迅速に報告を行い、再発防止のため助言を行いました。 令和5年の個人情報保護法改正に伴う個人情報保護制度の見直しに関して、関係課かいと調整を行うとともに、審議会に諮問し、個人情報保護条例の改廃について検討を行いました。</p>	
<p>(令和4年度) 令和4年4月及び10月に新採用研修を、令和5年2月に危機管理研修を、令和5年3月に個人情報保護法改正に係る説明会を実施しました。 また、全課かい宛てに漏えい事故等に関する注意喚起通知を適宜発出することで、職員の意識啓発を図りました。</p>	
<p>(令和5年度) 令和5年4月、10月に新採用職員研修を、7月に危機管理研修を実施し、10月に個人情報管理責任者及び個人情報管理主任向けの研修資料について各課かいへ発出しました。 また、全課かい宛てに漏えい事故等に関する注意喚起通知を5月に発出し、職員の意識向上を図りました。</p>	
<p>No.27 情報セキュリティ対策の充実</p> <p>茅ヶ崎市情報セキュリティ基本方針及び茅ヶ崎市情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティ対策の充実に努めます。</p>	<p>デジタル推進課</p>
<p>(令和3年度) 全職員を対象にした情報セキュリティ研修を行うとともに、保有個人情報の適切な取扱いに関する自己点検や、各課かいが本市の情報セキュリティ指針等に沿った運用を行うことができているか確認を行うための外部監査を実施しました。</p>	
<p>(令和4年度) 全職員を対象にした情報セキュリティ研修及び外部監査を実施するとともに、情報セキュリティ対策基準(案)を策定し、更なるセキュリティ対策の充実に取り組みました。</p>	
<p>(令和5年度) 全職員を対象にした情報セキュリティ研修及び外部監査を実施するとともに、情報セキュリティ対策基準を改正し、職員への周知を行いました。</p>	

(3) 市民の意見等

<p>条例の施行状況に対する市民の意見等</p> <p>市議会一般質問(杉本啓子議員)において、「茅ヶ崎市公文書等管理条例」に基づく文書作成について質疑されました。 また、茅ヶ崎市情報公開・個人情報審査会からの審査請求に係る答申の中で、行政文書の適正な作成について付言された事例がありました。(行政総務課)(文書法務課)</p> <p>特にありません。(デジタル推進課)</p> <p>茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会委員からは、引き続き職員研修を実施し、周知を図ってほしいという意見がありました。(文化推進課)</p>

2 条例の規定の検証

社会情勢の変化や条例の規定に対する市民の意見等

「茅ヶ崎市個人情報保護条例」に基づき運用してきた個人情報保護制度については、「個人情報の保護に関する法律」の改正施行に伴い、令和5年4月1日からは法律に基づき運用することとなりました。（行政総務課）

市政を適正かつ効率的に運営し、市民への説明責任を果たすために、茅ヶ崎市公文書等管理条例に基づき、行政文書を適正に管理する必要があります。（文書法務課）

国が「クラウド・バイ・デフォルト原則」を打ち出し、積極的にクラウドサービスを活用し始めています。（デジタル推進課）

特にありません。（文化推進課）

3 内部検証

(条例の施行状況)

職員研修や通知等による意識啓発を行い、個人情報保護制度を適正に運用しました。個人情報の取扱いについて職員への注意喚起を行っているものの、個人情報の漏えい事故は毎年度発生しているところです。職員研修に当たっては、本市において発生した実際の漏えい事故を事例として、原因やその再発防止策等について紹介を交え、より効果的な意識啓発に努めます。（行政総務課）

市政を適正に効率的に運営し、市民への説明責任を果たすために、茅ヶ崎市公文書等管理条例に基づき、行政文書を適正に管理する必要があることから、研修や管理状況の点検等を継続的に行っています。（文書法務課）

適切に実施できたと考えます。（デジタル推進課）

職員研修については年3回実施し、職員の周知を図っています。また、必要に応じて歴史公文書等の選別に関する考え方を庁内に通知しました。（文化推進課）

(条例の規定)

個人情報保護制度は、法律に基づき運用することとなりましたが、自治基本条例の条文には影響がないため、条文の規定を改正する必要はないと考えます。（行政総務課）

条文の改廃等の必要はないと考えます。（文書法務課）（文化推進課）

社会情勢の変化はあるものの、条文の理念には影響がないことから、条文の改廃等の必要はないと考えます。（デジタル推進課）

4 令和7年度から10年度までに講ずべき措置について

① 現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。	[回答]
② 令和7年度以降新たに取り組むべき事項がある。	①
③ 令和7年度以降取組を継続しない事項がある。	
[その理由]	
情報の適正な管理等のため、個人情報保護制度の適正な運用は重要であることから、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。（行政総務課）	
市民への説明責任を果たすために行政文書を適正に管理し、保存するための取組が必要であることから、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。（文書法務課）	
安全・安心なデジタル化を推進するためには、情報セキュリティ対策が必要であることから、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。（デジタル推進課）	
特定歴史公文書等の適正・適切な管理について、職員に対する周知は引き続き必要と考えることから、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。（文化推進課）	

第15条実績

【第15条 情報の管理等 NO.26関係】

個人情報保護制度の運用状況 担当：行政総務課

(「茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告書」より)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開示	39件	26件	27件
一部開示	7件	16件	13件
非開示	5件	4件	6件
その他	—	—	—
合計	51件	46件	46件

第16条 市民参加

(市民参加)

第16条 市は、事案の内容、性質等に応じ、パブリックコメント手続、意見交換会その他の市民参加(市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することをいう。以下同じ。)のための多様な方法を整備しなければならない。

- 2 市は、市民参加の機会が等しく得られるよう適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、市民参加をしやすい環境の整備に努めなければならない。
- 4 市は、市民参加により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

1 条例の施行状況の検証

(1) アクション・プラン(平成29年度～令和2年度)のうち、令和2年度の実績

A・PN0.3 パブリックコメント手続の運用の適正化○ マニュアルに基づく適正な運用

職員研修等のさまざまな機会を捉え、各課に配布している職員向けマニュアル(職員のための市民参加手続ガイド:平成29年度作成)を周知し、パブリックコメント手続を適正に運用します。市民自治推進課

パブリックコメント手続の適正な運用を図るため、マニュアルを活用した職員への説明や職員研修等での周知・啓発を行いました。

A・PN0.4 市民参加における審議会の位置付けの検討○ 検討に基づく運用

平成29年度に市民参加における審議会の位置付けについて検討し、市民委員の選任のみを市民参加とすることとしました。引き続き、検討結果を踏まえて適正に運用します。市民自治推進課

市民参加条例第13条を踏まえ、審議会等へ市民の多様な意見が反映されるよう、審議会等の委員への市民の選任を市民参加の方法の一つと確認し、運用を行いました。
また、市民委員の公募予定のある審議会等については、市ホームページで周知を行いました。

(2) 推進方針に掲げた「条例に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度から令和5年度までの取組結果

No.28 市民参加手続の適正な運用→第16条実績

茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、「職員のための市民参加手続ガイド」や職員研修等を通じて、職員一人一人の意識向上と、意見の扱い方、提案者への返答などを含めた、市民参加手続の統一的な運用に努めます。市民自治推進課

(令和3年度)

「職員のための市民参加手続ガイド」や職員研修等を活用し、市民参加手続の統一的な運用に努めました。

(令和4年度)(令和5年度)

茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、「職員のための市民参加手続ガイド」や職員研修等を通じて、職員一人一人の意識向上と、意見の扱い方、提案者への返答などを含めた、市民参加手続の統一的な運用に努めました。

No.29 市民参加の推進・啓発

茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、市民参加に関する情報の発信にあたっては、受け手のニーズに合わせて多様な媒体を用いることを検討し市民参加の機会の周知を図ります。
また、インターネット、ソーシャルメディアを用いた市民参加の機会の充実に取り組みます。

市民自治推進課

(令和3年度)

インターネット、ソーシャルメディアを用いた市民参加の機会の充実に取り組みました。

(令和4年度)

茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、市民参加に関する情報の発信にあたっては、受け手のニーズに合わせて多様な媒体を用いることを検討し市民参加の機会の周知を図りました。
また、インターネット、ソーシャルメディアを用いた市民参加の機会の周知等に取り組みました。

(令和5年度)

茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、市民参加に関する情報の発信にあたっては、受け手のニーズに合わせて多様な媒体を用いることを検討し市民参加の機会の周知を図りました。
また、インターネット、ソーシャルメディアを用いた市民参加の機会の周知等に取り組みました。

(3) 市民の意見等

条例の施行状況に対する市民の意見等

令和5年10月1日から31日までに実施した自治基本条例に係る市の取組に対する意見募集では、次のような意見が寄せられました。

- ・対面で参加する市民参加は参加しづらいので、ウェブを使った参加方法を充実してほしい。
- ・市民自治・住民自治の推進は、実質的な市民参加なくして実現できない。その重要な指標は政策への市民意見の量的・質的反映の度合いである。この点の検証は不可欠である。

「パブリックコメントの実施方法等の一部改善について」との政策提案（市民が意見を提出しやすくなるようにするための「案件のポイント」に記載する内容の統一など）がありました。

2 条例の規定の検証

社会情勢の変化や条例の規定に対する市民の意見等

特にありません。

3 内部検証

(条例の施行状況)

「職員のための市民参加手続ガイド」や職員研修等を活用して、市民参加手続の適切な運用に努めています。
なお、パブリックコメント手続については、上記政策提案等を踏まえて運用を見直しています。

(条例の規定)

条文の改廃等の必要はないと考えます。

4 令和7年度から10年度までに講ずべき措置について

① 現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。

[回答]

② 令和7年度以降新たにに取り組むべき事項がある。

①

③ 令和7年度以降取組を継続しない事項がある。

[その理由]

市政へ市民意見を反映するため、市民参加が重要であることから、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。

市民参加制度については、令和6年度に茅ヶ崎市市民参加条例の施行状況を検証する予定です。検証を踏まえ、市民参加を推進するための取組を継続します。

第16条実績

【第16条 市民参加 NO.28関係】

市民参加の実施状況 担 当：市民自治推進課（「市民参加条例の施行状況」より）

種 別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
意見交換会、交換討論会、シンポジウム、説明会等	3件	4件	10件
アンケート	18件	13件	21件
ヒアリング	1件	1件	7件
パブリックコメント手続き	14件	10件	23件
政策提案手続	0件	0件	0件
審議会等の委員への市民の選任	12件	9件	21件
その他	4件	4件	11件

第17条 政策法務等

(政策法務等)

第17条 市は、地域の課題を解決するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)を適切に制定し、又は改廃しなければならない。

2 市長は、基本的な制度を定める条例、義務を課し、若しくは権利を制限する条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例の制定又は改廃に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。ただし、公表しないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

3 市は、この条例の趣旨にのっとり、条例等を体系的に整備しなければならない。

1 条例の施行状況の検証

(1) アクション・プラン(平成29年度～令和2年度)のうち、令和2年度の取組結果

なし

(2) 推進方針に掲げた「条例に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度から令和5年度までの取組結果

<p>No.30 政策法務の推進</p> <p>職員の政策法務能力の向上を図るため、研修を実施します。</p>	<p>文書法務課</p>
<p>(令和3年度) 令和4年2月に研修の実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止としました。</p>	
<p>(令和4年度) 弁護士資格を有する特定任期付職員を講師として、法務研修会2回を開催しました。庁内における法律相談の事例を踏まえた内容とすることにより、実践的な政策法務能力の向上を図りました。</p>	
<p>(令和5年度) 弁護士資格を有する特定任期付職員を講師として、法務研修会2回を開催しました。庁内における法律相談の事例を踏まえた内容とすることにより、実践的な政策法務能力の向上を図りました。</p>	
<p>No.31 条例(案)、規則(案)等の審査</p> <p>条例、規則等の制定改廃に当たり、その内容が、法令等との関係において適当か、適切に表現されているか、自治基本条例の趣旨に照らして問題はないかなどを審査します。</p>	<p>文書法務課</p>
<p>(令和3年度) 条例、規則等の制定改廃に当たり、各案の審査を随時適切に実施しました。(令和3年実績: 条例39件、規則50件、告示15件、訓令14件)</p>	
<p>(令和4年度) 条例、規則等の制定改廃に当たり、各案の審査を随時適切に実施しました。(令和4年実績: 条例45件、規則61件、告示3件、訓令10件)</p>	
<p>(令和5年度) 条例、規則等の制定改廃に当たり、各案の審査を随時実施しました。(令和5年度上半期の実績: 条例17件、規則22件、告示0件、訓令3件)</p>	

(3) 市民の意見等

条例の施行状況に対する市民の意見等

特にありません。

2 条例の規定の検証

社会情勢の変化や条例の規定に対する市民の意見等

自治基本条例の制定時と同様に、法令等を地域の課題を解決するための手段としてとらえ、地域の実情に合わせて法令等を適切に解釈したり、運用することや地域の課題を解決するために条例等を制定したり改廃したりすることが求められます。

3 内部検証

(条例の施行状況)

政策法務に関する研修については、令和3年度は新型コロナウイルスの影響により実施することができませんでした。令和4年度及び5年度は実施し、職員の政策法務能力の向上を図りました。

条例(案)、規則(案)等の審査については、令和3年度から5年度まで各案の審査を随時適切に実施しました。

(条例の規定)

条文の改廃等の必要はないと考えます。

4 令和7年度から10年度までに講ずべき措置について

① 現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。

[回答]

② 令和7年度以降新たに取組むべき事項がある。

①

③ 令和7年度以降取組を継続しない事項がある。

[その理由]

政策法務に関する研修は、職員の政策法務能力の向上を図るため、今後も継続していくことが重要です。

また、条例(案)、規則(案)等の審査についても、条例等が法規範性を有することに鑑み、今後も継続していくことが重要であることから、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。

第18条 総合計画等

(総合計画等)

第18条 市は、市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨にのっとり、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。

2 総合計画は、次条第3項に規定する財政の見通しと整合を図って策定され、又は改定されなければならない。

3 行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改定されなければならない。

4 市長は、総合計画の策定又は改定に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。

5 市長は、総合計画の進行を管理し、その進行状況を公表しなければならない。

6 政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければならない。

1 条例の施行状況の検証

(1) アクション・プラン(平成29年度～令和2年度)のうち、令和2年度の取組結果

なし

(2) 推進方針に掲げた「条例に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度から令和5年度までの取組結果

No.32 総合計画の進行管理

令和3年度を始期とする総合計画に掲げる将来の都市像及び政策目標の実現に向けて進行管理を行います。総合政策課

(令和3年度)

新型コロナの影響により2年間策定を延期した前期実施計画に代わり、単年度の令和4年度事業実施方針を策定し、行政運営を進めました。

(令和4年度)

将来の都市像及び政策目標を実現するために、重点戦略や施策目標の設定及び実施計画事務事業の位置付けを行い、令和5年度から7年度を計画期間とする実施計画2025(前期実施計画)を策定しました。

(令和5年度)

優先度の変更が必要と判断した実施計画事務事業について、次年度に向けた事務事業の見直し(レビュー)を実施し、次年度当初予算編成や補正予算に対応できるよう結果を反映させました。

No.33 総合計画の在り方に関する議論

総合政策課

平成23年の地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正により、基本構想の策定義務が廃止されていることや、市民意識を踏まえ、本市にとってふさわしい総合計画の在り方について議論していきます。

(令和3年度)

令和5年度から7年度を計画期間とする前期実施計画の策定に向け、市民意識調査を行い、市民のまちづくりに対する考えや生活実感を調査しました。

(令和4年度)

実施計画2025(前期実施計画)の策定にあたり、総合計画審議会等の委員である有識者や市民との議論に加え、オープンハウス(展示型の自由意見提案会)やパブリックコメントで意見を収集しました。

(令和5年度)

総合計画審議会の機会等を活用して有識者の意見や市民意識を捉え、社会情勢に応じた総合計画の在り方について議論しました。

(3) 市民の意見等

条例の施行状況に対する市民の意見等

特にありません。

2 条例の規定の検証

社会情勢の変化や条例の規定に対する市民の意見等

特にありません。

3 内部検証

(条例の施行状況)

新型コロナウイルスの影響や社会情勢の変化をしっかりと捉えて、総合計画の策定・進行管理や総合計画の在り方に関する議論を行うなど、条例の規定に基づいた取組を適正に実施することができました。

(条例の規定)

条文の改廃等の必要はないと考えます。

4 令和7年度から10年度までに講ずべき措置について

① 現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。

[回答]

② 令和7年度以降新たに取組むべき事項がある。

③ 令和7年度以降取組を継続しない事項がある。

①

[その理由]

政策目標や方向性を定めたうえで施策、事業を立案、実行することが効果的、効率的な行政運営につながるため、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。

第19条 財政運営等

(財政運営等)

第19条 市長は、市政の運営が現在及び将来の市民の負担の上に成り立っていることに鑑み、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政を運営するとともに、財政状況について、分かりやすく公表するよう努めなければならない。

2 市長は、財政の健全性を確保するため、中長期的な展望に立って、計画的に財政を運営しなければならない。

3 市長は、財政の見通しを策定し、当該見通し及び次条第1項の評価の結果を踏まえて予算を編成しなければならない。

1 条例の施行状況の検証

(1) アクション・プラン(平成29年度～令和2年度)のうち、令和2年度の実績結果

なし

(2) 推進方針に掲げた「条例に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度から令和5年度までの取組結果

No.34 的確な財政見通しに基づく財政の運営及び公表

総合計画事業の採択や予算編成の基礎となる財政見通しを的確に策定するとともに、策定した財政見通しを踏まえ、市民の求める事業に対して適切に財源を配分します。
また、茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例等に基づき、財政状況のわかりやすい公表に努めます。

財政課

(令和3年度)

広報紙や市ホームページへ財政状況等を掲載し、市民の視点に立ち、知りたいと思われる情報を中心に分かりやすく記載をするよう努めました。

財務書類の公表に当たっては、より理解しやすくなるよう用語等の説明を行い、作成した財務書類の分析結果や今後の活用の方向性を示し、財務書類の有用性、有効性を高めました。

(令和4年度)

令和5年度当初予算編成に当たっては、市民サービスのさらなる向上のため、茅ヶ崎市実施計画2025に位置付けた政策的な事務事業をひとつでも多く予算化していくことを目指し、見積もることができる歳入についてはしっかりと見込んでいくとともに、それらの財源をしっかりと配分しました。

(令和5年度)

経常的な経費の削減の重要性について、改めて予算編成方針等で周知を図るとともに、それらを踏まえた予算編成作業を進めていきます。

(3) 市民の意見等

条例の施行状況に対する市民の意見等

特にありません。

2 条例の規定の検証

社会情勢の変化や条例の規定に対する市民の意見等

人口減少・少子高齢化の進行を見据えた中では、本規定を踏まえた取組は引き続き重要と考えます。

3 内部検証

(条例の施行状況)

目まぐるしく変化する社会経済情勢等に応じた各年度の実施ができたものと考えます。

(条例の規定)

現在の規定に基づく取組を引き続き進めることが重要であり、条文の改廃等の必要はないと考えます。

4 令和7年度から10年度までに講ずべき措置について

① 現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。

[回答]

② 令和7年度以降新たに取組むべき事項がある。

③ 令和7年度以降取組を継続しない事項がある。

①

[その理由]

人口減少・少子高齢化の進行を見据えた中で、的確な財政見通しに基づく財政の運営及び公表が重要であると考え、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。

第20条 行政評価

(行政評価)

第20条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、政策について評価を実施しなければならない。

2 市長等は、前項の評価の結果を政策に反映させるものとする。

3 市長等は、評価しようとする政策の特性に応じて、市民及び学識経験を有する者による評価の仕組みを整備しなければならない。

4 市長は、第1項の評価の結果を公表しなければならない。

1 条例の施行状況の検証

(1) アクション・プラン(平成29年度～令和2年度)のうち、令和2年度の実行結果

A・PNo.5 評価結果の予算への反映方法の改善○ 基本的考え方の整理

これまでに整理した行政評価制度全体の課題を踏まえ、目標から事業まで論理的な流れを構築し、評価に活用するための仕組みづくりを行います。(財政課、総合政策課、行政改革推進課) 総合政策課
また、最小の経費で最大の効果を生むという考え方のもと、評価結果を次年度予算へ反映させる仕組みづくりを行います。

令和2年度事務事業評価の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う業務負荷の増加を踏まえ、評価スケジュールの見直しや評価手順の簡略化を図ることで、全庁的な業務負荷を抑え、業務リソースの確保に努めました。

そのような中でも、事業を実施した結果として、どのような「成果」を得られたかという視点による振り返りを行い、休・廃止を含めた事務改善の更なる推進の視点による評価の実施と令和2年度評価結果の公表を行いました。その結果を令和3年度予算要求へ繋げるため、令和2年度事務事業評価結果との整合を図る旨を予算編成方針に記載し、予算編成説明会にて取組を促しました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえた次年度の評価の実施方法を検討しました。次期総合計画の具体的な成果指標を設定し、EBPM(Evidence Based Policy Making:証拠に基づく政策立案)やロジックモデルの活用など、その評価制度のあり方を整理しました。

A・PNo.6 外部視点を取り入れた評価方法の検討・適切な目標設定○ 適切な指標の設定(施策目標・事務事業)

新型コロナウイルス感染症対策政策パッケージを踏まえたうえで、次期総合計画において、より効果的な行政評価への外部視点の導入手法を検討します。 総合政策課

新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、令和3年度事業実施方針を踏まえた外部視点の導入方法を検討しました。

また、次期総合計画の実施計画が延伸されたことに伴い、次期行政評価の政策目標と指標設定に関する考え方を検討しました。

(2) 推進方針に掲げた「条例に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度から令和5年度までの取組結果

<p>No.35 外部視点を取り入れた評価方法の検討</p> <p>茅ヶ崎市総合計画(計画期間:令和3年度から令和12年度まで)の評価をモデルとして、行政評価への外部視点の導入手法を検討します。</p>	<p>総合政策課</p>
<p>(令和3年度)(令和4年度)(令和5年度)</p> <p>総合計画における行政評価について、国が所管する証拠に基づく政策立案(EBPM)の研究会等から知見を得て、行政評価の基礎となる内部評価手法について研究を深めました。</p>	
<p>No.36 行政評価制度の適正な運用</p> <p>茅ヶ崎市総合計画に掲げる将来の都市像及び政策目標の実現に向けて、行政評価制度を適正に運用し、評価の結果を政策等に反映します。</p>	<p>総合政策課</p>
<p>(令和3年度)</p> <p>証拠に基づく政策立案(EBPM)の知見を得るため、国が所管するEBPMの研究会やセミナーに参加するほか、市町村アカデミーへ職員を派遣し、データ分析手法の調査研究を深めました。</p>	
<p>(令和4年度)(令和5年度)</p> <p>証拠に基づく政策立案(EBPM)の知見を得るため、国が所管するEBPMの研究会に参加し、データ分析手法の調査研究を深めました。</p>	

(3) 市民の意見等

<p>条例の施行状況に対する市民の意見等</p>
<p>特にありません。</p>

2 条例の規定の検証

<p>社会情勢の変化や条例の規定に対する市民の意見等</p>
<p>特にありません。</p>

3 内部検証

<p>(条例の施行状況)</p> <p>効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、行政評価制度の仕組みづくりや、外部からの知見を得て政策立案・評価の調査研究を行うなど、条例の規定に基づいた取組を適正に実施することができました。</p>
<p>(条例の規定)</p> <p>条文の改廃等の必要はないと考えます。</p>

4 令和7年度から10年度までに講ずべき措置について

<p>① 現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。</p>	<p>[回答]</p>
<p>② 令和7年度以降新たに取り組むべき事項がある。</p>	
<p>③ 令和7年度以降取組を継続しない事項がある。</p>	<p>①</p>
<p>[その理由]</p>	
<p>評価を踏まえた施策、事業の改善は効果的、効率的な行政運営につながるため、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。</p>	

第21条 行政手続

(行政手続)

第21条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分等に関する手続を適正に行わなければならない。

1 条例の施行状況の検証

(1) アクション・プラン(平成29年度～令和2年度)のうち、令和2年度の実績結果

A・PNo.7 審査基準、処分基準及び標準処理期間の市ホームページでの公表 ○ 審査基準等の市ホームページでの公表

引き続き、各課で所管している審査基準等を市ホームページで公表し、適宜更新を行います。

文書法務課

市ホームページで公表している審査基準等を適宜更新しました。

(2) 推進方針に掲げた「条例に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度から令和5年度までの取組結果

No.37 行政手続制度の適正な運用

申請に対する処分に係る審査基準、不利益処分に係る処分基準、行政指導指針等を適切に定めます。

文書法務課

(令和3年度)

申請に対する処分の審査基準、不利益処分の処分基準及び行政指導の指針等の定期的な見直しを令和3年9月に実施しました。

(令和4年度)

申請に対する処分の審査基準、不利益処分の処分基準及び行政指導の指針等の定期的な見直しを令和4年9月に実施しました。

(令和5年度)

申請に対する処分の審査基準、不利益処分の処分基準及び行政指導の指針等の定期的な見直しを10月1日を基準日として実施しました。

(3) 市民の意見等

条例の施行状況に対する市民の意見等

特にありません。

2 条例の規定の検証

社会情勢の変化や条例の規定に対する市民の意見等

行政運営における公正の確保と透明性の向上は、自治基本条例の制定時と同様に、市民の権利利益の保護のため重要です。

3 内部検証

(条例の施行状況)

申請に対する処分の審査基準、不利益処分の処分基準及び行政指導の指針等を定期的に見直すとともに、市ホームページで公表している審査基準等を適宜更新し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図りました。

(条例の規定)

条文の改廃等の必要はないと考えます。

4 令和7年度から10年度までに講ずべき措置について

① 現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。

[回答]

② 令和7年度以降新たに取り組むべき事項がある。

①

③ 令和7年度以降取組を継続しない事項がある。

[その理由]

行政手続制度の適正な運用及び審査基準等の市ホームページでの公表は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、今後も継続していくことが重要であることから、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。

第22条 苦情等への対応

(苦情等への対応)

第22条 市長等は、行政運営に関し苦情等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて、業務の改善その他の適切な措置を講じなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の苦情等の内容を取りまとめ、公表しなければならない。

1 条例の施行状況の検証

(1) アクション・プラン(平成29年度～令和2年度)のうち、令和2年度の実績

なし

(2) 推進方針に掲げた「条例に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度から令和5年度までの取組結果

No.38 陳情・要望・苦情等への対応→第22条実績

市に寄せられる苦情等の状況を速やかに確認し、必要に応じて、政策に反映し又は業務を改善するとともに、市に寄せられた苦情等の内容や苦情等に対する市の対応を取りまとめて公表します。

市民相談課

(令和3年度)

市に寄せられた苦情等については、所管課で適宜記録し、四半期ごとに市民相談課で取りまとめ、公表しました。

(令和4年度)

苦情等対応制度ハンドブックについて、苦情の位置付け、わたしの提案や陳情・要望との違い等について記載を見直しました。

(令和5年度)

クラウドアプリ(kintone)を活用し、全庁での苦情等の情報一元管理について検討を進めます。

(3) 市民の意見等

条例の施行状況に対する市民の意見等

特にありません。

2 条例の規定の検証

社会情勢の変化や条例の規定に対する市民の意見等

特にありません。

3 内部検証

(条例の施行状況)

市に寄せられる苦情等について、必要に応じて業務を改善するとともに、市に寄せられた苦情等の内容や苦情等に対する市の対応を取りまとめて公表します。

(条例の規定)

条文の改廃等の必要はないと考えます。

4 令和7年度から10年度までに講ずべき措置について

① 現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。	[回答]
② 令和7年度以降新たに取り組むべき事項がある。	①
③ 令和7年度以降取組を継続しない事項がある。	
[その理由] 苦情等への対応は、市の業務をより良いものに改善する契機となります。 また、苦情等への適切な措置は、市民との情報共有や市民との信頼関係の形成に必要であるため、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。	

第22条実績

【第22条 苦情等への対応 NO.38関係】
 苦情等の対応状況 担当：市民相談課（「苦情等対応報告書」より）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
苦情等の件数	2,865件	6,212件	3,897件
苦情等による業務改善件数	21件	6件	15件
職員に対する苦情等の件数	40件	58件	61件

第23条 監査

(監査)

第23条 監査委員は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するほか、事務の執行について監査するものとする。

2 監査委員は、監査の結果を分かりやすく公表するよう努めなければならない。

1 条例の施行状況の検証

(1) アクション・プラン(平成29年度～令和2年度)のうち、令和2年度の実績

なし

(2) 推進方針に掲げた「条例に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度から令和5年度までの取組結果

No.39 適切な監査の実施と分かりやすく速やかな結果の公表→第23条実績

定期監査、例月出納検査及び決算審査等の定期的に行うことが定められている監査のほか、財政援助団体等監査や行政監査等必要な監査を適切に実施します。

また、適切な監査を実施するため、研修等を通じ、事務局職員の監査能力の向上を図ります。監査の結果を、できる限り平易な文章で記載するなど、市ホームページ等で分かりやすく速やかに公表するとともに、毎年度監査結果のまとめとして監査年報を作成し公表します。

監査事務局

(令和3年度)(令和4年度)(令和5年度)

定期監査、例月出納検査及び決算審査等の定期的に行うことが定められている監査のほか、必要な監査を監査計画のとおり実施しました。

また、監査の結果を市ホームページ等で分かりやすく速やかに公表するとともに、監査結果のまとめとして9月に監査年報を作成し公表しました。

(3) 市民の意見等

条例の施行状況に対する市民の意見等

特にありません。

2 条例の規定の検証

社会情勢の変化や条例の規定に対する市民の意見等

特にありません。

3 内部検証

(条例の施行状況)

条例を推進するための取組を適正に行いました。

(条例の規定)

条文の改廃等の必要はないと考えます。

4 令和7年度から10年度までに講ずべき措置について

① 現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。	[回答]
② 令和7年度以降新たに取り組むべき事項がある。	①
③ 令和7年度以降取組を継続しない事項がある。	
[その理由] 公正で効率的な行政運営を確保するため、監査計画に基づき監査を行うこと及びその結果を分かりやすく公表することは重要だと考えることから、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。	

第23条実績

【第23条 監査 NO.39関係】

定期監査の実施状況 担当：監査事務局

種 別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
定期監査	21課	17課	22課
定期監査（学校）	16校	16校	16校

【第23条 監査 NO.39関係】

その他令和4年度に実施した監査 担当：監査事務局

種 類	対 象
財政援助団体等監査	茅ヶ崎第2駐車場、茅ヶ崎第3駐車場及び茅ヶ崎第4駐車場 指定管理者 タイムズ24株式会社連合体
例月出納検査	現金出納状況等
決算審査	一般会計、特別会計、公共下水道事業会計、病院事業会計
健全化判断比率等審査	健全化判断比率、資金不足比率

第24条 職員通報

(職員通報)

第24条 職員は、市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実があることを知ったときは、その事実を市長又は市長があらかじめ定めた者に通報するものとする。

2 市は、職員が前項の規定に基づき正当な通報を行うことにより、不利益を受けることがないよう適切な措置を講じなければならない。

1 条例の施行状況の検証

(1) アクション・プラン(平成29年度～令和2年度)のうち、令和2年度の実績

A・PN₈通報事例集の作成○ 職員への周知

茅ヶ崎市職員通報制度に関する要綱に基づき、違法な行為等に関する通報の仕組みを周知し、制度を適正に運用します。

行政総務課

「茅ヶ崎市職員通報に関する要綱」に基づき、各課かいに職員通報外部窓口の毎月の相談日について周知する等、制度の適正な運用に努めるとともに、職員通報委員会を3回開催し、通報内容について、調査等を実施しました。

(2) 推進方針に掲げた「条例に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度から令和5年度までの取組結果

No.40 職員通報制度の適正な運用→第24条実績

職員からの通報の受付、調査及び関係機関等への報告等を適正に行います。

行政総務課

(令和3年度)

2ヶ月に一度、職員通報制度の概要及び外部通報窓口の開設日を各課かいに周知しています。

(令和4年度)

行政総務課及び外部相談窓口に、6件の通報があり、内部通報委員会を開催するなど、適宜対応を行いました。

(令和5年度)

不当な行為(ハラスメント)に関する通報を職員課が所管する「ハラスメント要綱」で対応するため、通報の受付から「ハラスメント要綱」への移送までのフロー等について職員課と協議し、令和6年4月から運用することとしました。

(3) 市民の意見等

条例の施行状況に対する市民の意見等

特にありません。

2 条例の規定の検証

社会情勢の変化や条例の規定に対する市民の意見等

特にありません。

3 内部検証

(条例の施行状況) 職員通報制度の庁内への周知及び通報の処理に関する整理を行うとともに、通報の受付、調査等を適宜行いました。
(条例の規定) 条文の改廃等の必要はないと考えます。

4 令和7年度から10年度までに講ずべき措置について

① 現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。	[回答]
② 令和7年度以降新たに取り組むべき事項がある。	①
③ 令和7年度以降取組を継続しない事項がある。	
[その理由] 適切な市政運営のため、職員通報制度は重要であることから、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。	

第24条実績

【第24条 職員通報 NO.40関係】

職員通報の運用状況 担当：行政総務課（「職員通報制度運用状況」より）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通報件数	1件	0件	6件
調査中件数	0件	0件	0件
外部窓口の相談件数	3件	1件	1件

第25条 コミュニティ

(コミュニティ)

第25条 市民及び市は、公益の増進に取り組むコミュニティ(市民により自主的に形成された集団又はつながりをいう。以下同じ。)が地域の自治の担い手であることを認識し、その活動を尊重しなければならない。

2 市民は、自らの自由な意思に基づき、公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

3 市は、公益の増進に取り組むコミュニティから提出された市政に関する意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。

1 条例の施行状況の検証

(1) アクション・プラン(平成29年度～令和2年度)のうち、令和2年度の実績結果

なし

(2) 推進方針に掲げた「条例に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度から令和5年度までの取組結果

No.41 コミュニティの推進	市民自治推進課
各種団体等の参画による地域課題等についての協議の場づくりやその活動を支援し、地域力の向上を図り、市民主体のまちづくりを推進します。	
(令和3年度)(令和4年度)(令和5年度) 各種団体等の参画による地域課題等についての協議の場づくりやその活動を支援し、地域力の向上を図り、市民主体のまちづくりを推進しました。	
No.42 コミュニティへの支援	市民自治推進課
コミュニティ活動に必要な設備の整備等に係る費用の一部を支援します。	
(令和3年度)(令和4年度)(令和5年度) コミュニティ活動に必要な設備の整備等に係る費用の一部を支援しました。	
No.43 自治会活動の支援	市民自治推進課
自治会活動が円滑に行われるように補助します。	
(令和3年度)(令和4年度)(令和5年度) 自治会活動が円滑に行われるように補助等により支援しました。	

(3) 市民の意見等

条例の施行状況に対する市民の意見等

特にありません。

2 条例の規定の検証

社会情勢の変化や条例の規定に対する市民の意見等

令和5年10月1日から31日までに実施した自治基本条例に係る市の取組に対する意見募集では、次のような意見が寄せられました。

・25条を改正する。自治の主体が市民であることから逸脱していること、及びコミュニティの自主性・多様性を軽視しているため抜本的改正が必要。

窓口等で次のような意見が寄せられました。

・公益の増進に取り組むコミュニティのみの尊重を規定しており、平等が保たれていない。

3 内部検証

(条例の施行状況)

第25条実績に記載のとおり、市はコミュニティ活動や自治会活動に対する支援を行っています。

(条例の規定)

本条は、コミュニティが行う公益の増進に取り組む活動を尊重しなければならないという理念を規定しているものであり、条文の改廃等の必要はないと考えます。

4 令和7年度から10年度までに講ずべき措置について

① 現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。

[回答]

② 令和7年度以降新たにに取り組むべき事項がある。

③ 令和7年度以降取組を継続しない事項がある。

①

[その理由]

様々な課題を解決するため、自治の担い手のひとつである公益の増進に取り組むコミュニティの活動が重要であることから、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。

現在、地域コミュニティ制度に関する検証を実施しています(令和5年度内とりまとめ予定)。検証を踏まえ、コミュニティを推進するための取組を継続します。

第26条 協働

(協働)

第26条 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。

1 条例の施行状況の検証

(1) アクション・プラン(平成29年度～令和2年度)のうち、令和2年度の実績

なし

(2) 推進方針に掲げた「条例に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度から令和5年度までの取組結果

No.44 多様な主体との協働事業の推進①→第26条実績

市民活動団体等と行政とがパートナーシップに基づき、互いの特性及び役割を理解しながら、協働して事業を実施するための環境整備を行います。行政改革推進課

(令和4年度)(令和5年度)

指定管理者制度導入施設について、モニタリングを実施し必要な改善を指定管理者に求める等の方法により、適切に事業が継続できるよう努めるとともに、新規で制度を導入する予定の施設について、所管課と連携し必要な準備を進めました。

また、市民、民間事業者、茅ヶ崎市がWin-Win-Winの関係となる公民連携を推進するため、「公民連携推進のための基本的な考え方」を改訂しました。

No.44 多様な主体との協働事業の推進②→第26条実績

市民活動団体等と行政とがパートナーシップに基づき、互いの特性及び役割を理解しながら、協働して事業を実施するための環境整備を行います。市民自治推進課

(令和3年度)

市民活動団体等と行政とがパートナーシップに基づき、互いの特性及び役割を理解しながら、協働して事業を実施するため、職員向けの手引きである「協働のガイドライン」を一部改定しました。

(令和4年度)(令和5年度)

市民活動団体等と行政とがパートナーシップに基づき、互いの特性及び役割を理解しながら、協働して事業を実施するための環境整備を行いました。

(3) 市民の意見等

条例の施行状況に対する市民の意見等

特にありません。(行政改革推進課) (市民自治推進課)

2 条例の規定の検証

社会情勢の変化や条例の規定に対する市民の意見等

特にありません。(行政改革推進課) (市民自治推進課)

3 内部検証

(条例の施行状況)

指定管理者制度導入施設に関して、適宜、モニタリング等を実施し、必要な改善を指定管理者に求めることで、適切な事業が継続できるよう努めました。

また、指定管理者制度導入施設の中には、市民活動の拠点となる集会場所等も含まれており、適切に施設が管理・運営されることにより、協働、市民活動の推進につなげることができました。(行政改革推進課)

第26条実績に記載のとおり、職員向けの手引きである「協働のガイドライン」の改定など、協働を推進するための環境を整備しました。(市民自治推進課)

(条例の規定)

条文の改廃等の必要はないと考えます。(行政改革推進課)(市民自治推進課)

4 令和7年度から10年度までに講ずべき措置について

① 現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。

[回答]

② 令和7年度以降新たに取り組むべき事項がある。

③ 令和7年度以降取組を継続しない事項がある。

①

[その理由]

引き続き、多様な主体との協働事業を推進していくための環境整備を行っていくため、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。(行政改革推進課)

様々な課題を解決するため、協働による課題解決が効率的・効果的なことがあることから、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。(市民自治推進課)

第26条実績

【第26条 協働 NO.44関係】
 非営利団体等との連携及び協働による事業 担当：市民自治推進課、行政改革推進課（行政改革推進室）

種 別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業協力	71件	110件	146件
協働推進事業	0件	0件	0件
委託（協働委託）	22件	20件	23件
共催	31件	33件	43件
実行委員会	2件	3件	3件
指定管理者	22件	22件	22件
合計	148件	188件	237件

第27条 市民活動の推進

(市民活動の推進)

第27条 市は、公益の増進に取り組む市民の活動を支援するため、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市は、当該市民の活動の自主性及び自立性を損なうことのないよう配慮しなければならない。

1 条例の施行状況の検証

(1) アクション・プラン(平成29年度～令和2年度)のうち、令和2年度の実績

なし

(2) 推進方針に掲げた「条例に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度から令和5年度までの取組結果

<p>No.45 市民活動団体の支援→第27条実績</p> <p>市民活動団体の自主的、公益的活動に対する財政的な支援を行います。</p>	<p>市民自治推進課</p>
<p>(令和3年度)</p> <p>市民活動推進補助事業として、市民活動団体が自主的に実施する公益的な6事業を財政的に支援しました。</p>	
<p>(令和4年度)(令和5年度)</p> <p>市民活動団体の自主的、公益的活動に対する財政的な支援を行いました。</p>	
<p>No.46 市民活動サポートセンターの管理運営</p> <p>市民活動団体の活動の拠点として、また支援のための施設としての市民活動サポートセンターの管理運営を行います。</p>	<p>市民自治推進課</p>
<p>(令和3年度)(令和4年度)(令和5年度)</p> <p>市民活動団体の活動の拠点として、また支援のための施設としての市民活動サポートセンターの管理運営を行いました。</p>	
<p>No.47 市民活動推進補助事業の審査及び評価</p> <p>附属機関である市民活動推進委員会において、市民活動の推進に関する施策の検討を行うとともに、市長からの諮問に基づいて、市民活動推進補助事業に係る事業の審査を行います。</p>	<p>市民自治推進課</p>
<p>(令和3年度)(令和4年度)(令和5年度)</p> <p>附属機関である市民活動推進委員会において、市民活動の推進に関する施策の検討を行うとともに、市長からの諮問に基づいて、市民活動推進補助事業に係る事業の審査を行いました。</p>	
<p>No.48 市民活動等災害補償制度の運用</p> <p>市民が自主的な活動を行っているときに発生した損害賠償事故及び傷害事故の補償を行います。</p>	<p>市民自治推進課</p>
<p>(令和3年度)(令和4年度)(令和5年度)</p> <p>市民が自主的な活動を行っているときに発生した損害賠償事故及び傷害事故の補償を行いました。</p>	

(3) 市民の意見等

条例の施行状況に対する市民の意見等

特にありません。

2 条例の規定の検証

社会情勢の変化や条例の規定に対する市民の意見等

特にありません。

3 内部検証

(条例の施行状況)

第27条実績に記載のとおり、市は市民活動団体への財政的な支援や市民活動サポートセンターの管理運営、市民活動等災害補償制度の運用等を行っています。

(条例の規定)

条文の改廃等の必要はないと考えます。

4 令和7年度から10年度までに講ずべき措置について

① 現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。

[回答]

② 令和7年度以降新たに取り組むべき事項がある。

③ 令和7年度以降取組を継続しない事項がある。

①

[その理由]

様々な課題を解決するために、公益の増進に取り組む市民の活動が重要であることから、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。

第27条実績

【第27条 市民活動の推進 NO.45関係】

ちがさき市民活動団体ガイドブック掲載団体数 担 当：市民自治推進課

種 別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
掲載件数	349件	359件	363件

第28条 住民投票

第28条 市は、別に条例を定めることにより、市政に係る重要事項について、直接に住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票を実施するときは、住民投票の争点を明らかにするとともに、住民が当該争点について判断するのに必要な情報を提供しなければならない。

3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

1 条例の施行状況の検証

(1) アクション・プラン(平成29年度～令和2年度)のうち、令和2年度の実行結果

なし

(2) 推進方針に掲げた「条例に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度から令和5年度までの取組結果

No.49 住民投票制度の調査・研究

全国の住民投票の実施状況や住民投票条例の制定状況等の調査・研究を行います。

行政総務課

(令和3年度)(令和4年度)(令和5年度)

平成30年度に「住民投票制度に関する市の考え方」をまとめ、本市の住民投票制度に関する検討については、一時中断することとしています。

他自治体での住民投票の実施状況や常設型住民投票条例の制定状況など、昨今の住民投票制度を取り巻く全国の実況について情報収集を行いました。

(3) 市民の意見等

条例の施行状況に対する市民の意見等

特にありません。

2 条例の規定の検証

社会情勢の変化や条例の規定に対する市民の意見等

特にありません。

3 内部検証

(条例の施行状況)

検証期間において、住民投票を実施する事案はありませんでしたが、現段階において住民投票が必要な事案が発生した場合には、それぞれの事案に応じて別に条例を定める「個別設置型」の住民投票条例を制定し、住民投票を実施することとしています。

(条例の規定)

条文の改廃等の必要はないと考えます。

4 令和7年度から10年度までに講ずべき措置について

① 現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。	[回答]
② 令和7年度以降新たに取り組むべき事項がある。	①
③ 令和7年度以降取組を継続しない事項がある。	
[その理由] 住民投票が必要な事案が発生した場合には、「個別設置型」の住民投票条例により対応することとなりますので、他自治体の状況把握を行うため、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。	

第29条 国等の連携協力

第29条 市は、共通する課題を解決し、又は市民により良い公共サービスを提供するため、国及び他の地方公共団体と連携し、又は協力するよう努めなければならない。

2 市は、地域の課題の解決に国際社会の取組が密接な関係を有していることに鑑み、必要に応じて、国際社会との連携又は協力を推進するよう努めるものとする。

1 条例の施行状況の検証

(1) アクション・プラン(平成29年度～令和2年度)のうち、令和2年度の取組結果

なし

(2) 推進方針に掲げた「条例に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度から令和5年度までの取組結果

<p>No.50 国・県の施策・制度予算に関する要望</p> <p>本市の施策の推進と当面の課題解決を図るため、国・県の施策や予算等に関する要望活動を行っていきます。</p>	<p>総合政策課</p>
<p>(令和3年度) 令和4年度県の施策・制度・予算に関する要望において15項目、令和5年度国への提言において7項目を県・国に要望しました。加えて、各政党の神奈川県議会議員団に対して、本市特有の要望事項6項目を記載した要望書を提出しました。</p>	
<p>(令和4年度) 令和5年度県の施策・制度・予算に関する要望において15項目、令和6年度国の施策及び予算に関する提言において7項目を要望しました。加えて、各政党の神奈川県議会議員団に対して、本市特有の要望事項7項目を記載した要望書を提出しました。</p>	
<p>(令和5年度) 令和6年度県の施策・制度・予算に関する要望において15項目、令和7年度国の施策及び予算に関する提言において7項目を要望しました。加えて、各政党の神奈川県議会議員団に対して、本市特有の要望事項6項目を記載した要望書を提出しました。</p>	
<p>No.51 湘南広域都市行政協議会との連携</p> <p>藤沢市・寒川町及び茅ヶ崎市における共通の課題を解決し、住民サービスの向上、地域の活性化並びに行政の合理化、効率化を図るために、共同して調査研究を行い、広域連携施策を推進します。</p>	<p>総合政策課</p>
<p>(令和3年度) 協議会の中の7つの部会と1つの分科会では、新型コロナウイルス感染症の影響で、会議や対面でのイベント等の多くが実施できませんでしたが、一部の部会ではオンライン会議システムを活用した会議やオンライン配信での講演会等を実施し、2市1町共同で広域連携施策を推進しました。</p>	
<p>(令和4年度) 協議会内に設置された7つの専門部会と1つの分科会において、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業では中止又は実施方法の変更を余儀なくされましたが、オンライン配信での講演会等を実施し、2市1町共同で広域連携施策を推進しました。</p>	
<p>(令和5年度) 協議会内に設置された7つの専門部会と1つの分科会において、講演会等を実施し、2市1町共同で広域連携施策を推進しました。</p>	

<p>No.52 県及び湘南地域との連携</p> <p>県と湘南地域の連携を深め、諸課題の効果的な解決を図るため、県知事と湘南地域の市町長の懇談会において意見を交換します。</p>	<p>総合政策課</p>
<p>(令和3年度) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、県知事と湘南地域5市3町の首長によるWEB会議システムを活用した首長懇談会を実施しました。</p>	
<p>(令和4年度) 対面会議とオンライン会議のハイブリッド方式を採用した、県知事と湘南地域5市3町の首長による首長懇談会を実施し、ウィズ/アフターコロナにおける湘南地域の活性化についての意見交換、各市町の要望についての発言を行いました。</p>	
<p>(令和5年度) 県知事と湘南地域5市3町の首長による首長懇談会を実施し、湘南地域の魅力や特色を生かしたまちづくりについての意見交換、各市町の要望についての発言を行いました。</p>	
<p>No.53 寒川町との連携</p> <p>住民サービスの向上や事務の効率化、さらには相互の組織強化を目指し、住民の通勤や通学、経済活動、住民活動等が同一の圏域としてまとまり結びつきが強い寒川町と、茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書に基づき、各種の連携事業を実施するとともに、新たな広域連携施策の調査研究を行います。</p>	<p>総合政策課</p>
<p>(令和3年度) 「茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画」の第2期に基づき、一部事業は新型コロナウイルス感染症の影響により中止や事業内容を縮小して実施しました。 具体的には、職員の人事交流や相互の情報発信、消防広域化に向けた準備、保健医療対策・廃棄物処理対策等の連絡調整体制の構築、感染防止対策に取り組みながらの災害時を想定した合同訓練や社会教育講座等を実施しました。</p>	
<p>(令和4年度) 茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画第2期に基づき、職員の人事交流や相互の情報発信、消防広域化に向けた準備、保健医療対策・廃棄物処理対策等の連絡調整体制の構築、感染防止対策に取り組みながらの災害時を想定した合同訓練等を実施しました。 また、第2期の中間総括を行い、計画期間満了後の方向性について検討しました。</p>	
<p>(令和5年度) 茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画第2期に基づき、職員の人事交流、災害時における保健医療対策・廃棄物処理対策等の連絡調整体制の構築等を実施しました。</p>	
<p>No.54 平塚市との連携</p> <p>相模川と湘南海岸の恵まれた自然環境を共有する平塚市と茅ヶ崎市の広域連携を推進することにより、両市の活発な交流と市民サービスの向上を図ることを目的として各連携事業に取り組みます。</p>	<p>総合政策課</p>
<p>(令和3年度) 令和3年度は、相模川左岸の堤防整備、図書館の相互利用、広報紙相互掲載、オンラインでの合同職員研修会を実施しました。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響から、合同防災訓練及び産業間の交流と連携推進及び観光事業の調査・研究は実施していません。</p>	
<p>(令和4年度) 令和4年度は、相模川左岸の堤防整備、図書館の相互利用、広報紙相互掲載、集合研修とオンライン研修のハイブリッド型の合同職員研修会を実施しました。合同防災訓練は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から訓練規模を縮小しての開催となったため、平塚市の参加は見送られました。 なお、産業間の交流と連携推進及び観光事業の調査・研究における湘南ひらつかテクノフェアは実施せず、商談形式のオンライン化移行等に伴い事業を終了することとなりました。</p>	
<p>(令和5年度) 相模川左岸の堤防整備、図書館の相互利用、広報紙相互掲載、合同職員研修会を実施しました。</p>	

(3) 市民の意見等

条例の施行状況に対する市民の意見等

特にありません。

2 条例の規定の検証

社会情勢の変化や条例の規定に対する市民の意見等

特にありません。

3 内部検証

(条例の施行状況)

共通課題の解決のため、国・県への要望や、湘南地域の近隣市町と連携・協力するなど、条例の規定に基づいた取組を適正に実施することができました。

(条例の規定)

条文の改廃等の必要はないと考えます。

4 令和7年度から10年度までに講ずべき措置について

① 現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。

[回答]

② 令和7年度以降新たに取組むべき事項がある。

③ 令和7年度以降取組を継続しない事項がある。

①

[その理由]

多様化、複雑化する行政課題に対応するには他の主体との連携が有効であるため、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。

第30条 条例の検証等

第30条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならない。

2 市は、前項の規定による検証をするときは、学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

3 市は、第1項の規定による検証の内容及び当該検証の内容に基づき講じようとする措置(措置を講じようとしないときは、その旨。以下同じ。)を公表し、市民の意見を聴かななければならない。

4 市長は、第1項の規定による検証の内容、当該検証の内容に基づき講じようとする措置(前項の規定により聴いた意見により講じようとする措置を修正したときは、当該修正した措置)及び前項の規定により聴いた意見を議会に報告しなければならない。

5 市は、第1項の規定による検証の内容に基づき講じざる措置(措置を講じないときは、その旨)及び第3項の規定により聴いた意見を公表しなければならない。

1 条例の施行状況の検証

(1) アクション・プラン(平成29年度～令和2年度)のうち、令和2年度の実行結果

なし

(2) 推進方針に掲げた「条例に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度から令和5年度までの取組結果

No.55 自治基本条例の推進

自治を推進するための取組の進行を管理するとともに、第30条の規定にのっとり、この条例の行政総務課
検証を行います。

(令和3年度)

各課かいにおける取組状況を把握し、条例を踏まえた業務の振返りや改善に繋げることを目的として、「推進方針」に掲げた「6つのキーワード」等及び「条文に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度の実行状況の確認を行いました。毎年度の実行結果は次回の内部検証の資料とします。

(令和4年度)

各課かいにおける取組状況を把握し、条例を踏まえた業務の振返りや改善に繋げることを目的として、「推進方針」に掲げた「6つのキーワード」等及び「条文に規定された事項を推進するための取組」の令和4年度の実行状況の確認の準備を行いました。毎年度の実行結果は次回の内部検証の資料とします。

(令和5年度)

令和6年度に実施する自治基本条例の検証に向けて、令和2年度から令和5年度までの実行状況について、内部検証資料を取りまとめました。

(3) 市民の意見等

条例の施行状況に対する市民の意見等

特にありません。

2 条例の規定の検証

社会情勢の変化や条例の規定に対する市民の意見等

特にありません。

3 内部検証

(条例の施行状況)

令和3年度から令和5年度までに実施した推進方針に掲げた取組状況の確認資料を踏まえて内部検証の資料を取りまとめています。

(条例の規定)

条文の改廃等の必要はないと考えます。

4 令和7年度から10年度までに講ずべき措置について

① 現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。

[回答]

② 令和7年度以降新たに取り組むべき事項がある。

①

③ 令和7年度以降取組を継続しない事項がある。

[その理由]

4年を超えない期間ごとに、自治基本条例の施行状況及び規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証するためには、自治を推進するための取組の進行管理が必要であることから、条例に規定された事項を推進するための取組を継続します。

その他の意見

令和5年10月1日から31日までに実施した自治基本条例に係る市の取組に対する意見募集では、次のような意見が寄せられました。

1 第3条(市民の定義)に関すること

(1) 市民意見

・市民の定義を個人(憲法)とし、団体等を別に定義する。

(2) 市の考え

地域が抱える多種多様な課題を解決していくためには、茅ヶ崎市に住所を有する者(第3条第1号ア)や、市内に存する事業所又は事業所に勤務する者(同号イ)、市内に存する学校等で学ぶ者(同号ウ)といった個人だけではなく、様々な形で茅ヶ崎市にかかわり、集う人々の力を結集していく必要がありますので、第3条第1号に規定する市民の定義では、個人だけではなく、市内で事業活動やボランティア活動などの活動をする団体などを含めています。いただいた意見を含めて、現在の市民の定義が条例の施行状況に支障をきたしていないかどうかや、条文の改正の必要性の有無について、今後検証を行っていきます。

2 検証の進め方に関すること

(1) 市民意見

・市民と行政との意見交換の場を設置すること。
・市民自治・住民自治の原則にもとづいて条例の全条文を点検し、不適切な規定や曖昧な規定の改正を行うこと。
・自治基本条例等の形骸化あるいは逸脱による市政運営について、枚挙にいとまがない実態であり、これまでたびたび個人として、あるいは市民団体の立場から、意見交換、行政文書管理(作成・開示)、市長への質問等によってその都度詳細に具体的に明らかにしてきた。これまでの4年間市民からの指摘(苦情も含め)や問題点を列挙し、1項目ずつ自治基本条例と照合し検証することを改めて求める。

(2) 市の考え

令和6年度に実施する自治基本条例の検証にあたっては、意見募集、意見交換会、アンケート及びパブリックコメント手続といった市民参加の機会を複数回設けることとしています。
また、不適切な規定や曖昧な規定がないかどうかについては、条例の規定の検証で確認することとしており、条例の各条について、条文の改廃等の必要があるかどうか、今後の検証過程で整理していくこととしています。
令和6年度の検証にあたっては、これまでに寄せられた市民からの意見等を踏まえて条例の施行状況及び条例の規定について内部検証を行っており、今後実施予定の市民参加や学識経験者への意見聴取といった検証の過程で、内部検証の結果が適切であるか確認することとしています。